

熊本市基本構想及び熊本市 基本計画の策定等について

熊本市

平成28年第一回定例会

議 第 111 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定等について

熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定等について、次のように議決を求める。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市基本構想及び熊本市基本計画を別紙1及び別紙2のとおり策定するとともに、平成20年6月30日に議会の議決を経て策定された熊本市基本構想及び平成21年3月25日に議会の議決を経て策定された熊本市基本計画を廃止する。

(提出理由)

基本構想及び基本計画の策定及び廃止について、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例(平成19年条例第61号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙 1

熊本市基本構想

目 次

I	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	魅力と課題	2
(1)	本市の魅力	2
(2)	まちづくりの課題	2
II	まちづくりの基本理念	4
III	めざすまちの姿	5
IV	まちづくりの重点的取組	6
1	安心して暮らせるまちづくり	6
2	ずっと住みたいまちづくり	6
3	訪れてみたいまちづくり	7
V	分野別施策の基本方針	8
1	互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現	8
2	安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進	8
3	生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実	8
4	豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興	9
5	誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応	9
6	経済の発展と熊本の魅力の創造・発信	9
7	豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興	10
8	安全で利便性が高い都市基盤の充実	10

基本構想

I はじめに

1 策定の趣旨

本市は、平成24年4月1日に政令指定都市に移行し、拡大された権限や財源を最大限にいかして、本市の魅力を国内外へ広く発信し、地場産業の振興や企業誘致、雇用の創出などにつなげています。また、区役所を中心として安全・安心な自主自立の地域づくりなどに積極的に取り組んでいます。

この計画は、政令指定都市として5年目を迎える本市が将来に向け、さらに大きく飛躍していくため、市民と行政が、それぞれの役割と責任を担い、地域に根ざした課題を解決しながら、新しい魅力と活力に満ちた熊本づくりに取り組む、そのための基本指針として策定するものです。

2 魅力と課題

(1) 本市の魅力

① 「豊かな自然と伝統ある歴史文化」

本市は、まちの中心部にそびえる勇壮な熊本城、清らかな地下水と豊かな緑、良質な農水産物など歴史文化と自然の恵みにあふれたまちです。

特に、阿蘇西麓で育まれた地下水で上水道の全てを賄っており、この良質な地下水を保存するための取組は、国際的にも高い評価を得ている「日本一の地下水都市」です。

② 「九州の中核をなす拠点都市」

本市は、古くから九州各地を結ぶ交通の結節点として発展し、城下町として栄え、戦前は国の出先機関が集積するなど九州の中核をなす拠点都市として発展してきました。

また、医療機関や高等教育機関、商業施設が高度に集積するなど都市機能が充実した都市でもあります。

現在においても、九州各県へ通じる高速道路や一般道、九州新幹線などの広域交通の要衝であるとともに、県都として熊本都市圏や熊本県全体の発展のけん引役を果たしています。また、九州の中核をなす政令指定都市であり、九州各拠点都市をつなぐ連携の要として重要な役割を担っています。

③ 「活発な地域コミュニティ」

本市は、政令指定都市の中でも、町内自治会加入率は非常に高く、地域のつながりも保たれています。それぞれの地域では、住民によるコミュニティ活動や校区単位の健康づくり活動、災害時のボランティア活動が行われるなど高い地域力が発揮されています。また、環境保全や国際協力など様々な分野での市民公益活動も盛んです。

(2) まちづくりの課題

① 人口減少・超高齢社会への対応

2008年に始まったわが国の人口減少は、今後、急速に進むと予測されています。高齢化率も現在、既に25%を超えており、2050年には35%を超えると予測されています。

本市においては、人口は微増傾向にあり、また、高齢化率も全国平均より若干低い約23%となっていますが、数年後には人口減少に転じ、高齢化率も33%超まで伸びていくと予測されています。

このまま推移すれば、老年人口の増加による社会保障費の増大、生産年齢人口の減少や個人消費の低迷等による経済の停滞など、様々な影響が危惧されます。

将来にわたって活力ある社会を維持していくためには、効果的な少子化対策を講じ出生率を向上させていくとともに、新たな魅力やにぎわいの創出により経済を活性化させ、雇用を創出することで人口流出を抑制していくことが必要です。

② 日常生活に必要なサービスの確保

本市においては、他の同規模の都市に比べコンパクトに都市が形成されています。

しかし、今後到来する人口減少により、市街地の人口密度が低くなり、地域によっては、商業や公共交通など日常生活に必要なサービスの維持が困難となることが予想されます。

将来においても暮らしやすい都市を実現するためには、中心市街地と日常生活に必要な機能が整う地域拠点に都市機能を維持・確保し、それらを利便性の高い公共交通で結ぶ「多核連携都市」を形成していく必要があります。

③ 地域コミュニティの維持

近年、わが国では、急速な少子高齢化や単身世帯の増加、生活スタイルの変化などにより、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。このままでは、これまで地域コミュニティが担ってきた子育て・防犯・防災等の相互扶助機能の低下や、担い手減少による地域文化の衰退など様々な問題が懸念されます。

本市においても、活発なコミュニティ活動が行われているものの、高齢化による後継者不足や各団体間の連携不足などの問題も顕在化しているため、これまでの地域活動のあり方を見直し、地域コミュニティを維持していく必要があります。

Ⅱ まちづくりの基本理念

まちづくりの原点は、「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。

本市は、歴史や自然に恵まれ、古くから九州の中核をなす拠点都市として発展しており、豊かな自然環境と都市の利便性が調和した、大変暮らしやすい都市です。

この伝統あるまちを先人たちから受け継いだ私たちは、まちの魅力をさらに磨き上げ、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

特に、「心の豊かさ」を重視する今の時代にあっては、家族や地域とのつながりが強いほど生活の満足度が高くなる傾向があります。そこで、市民が豊かな生活を送るためには、生活の基盤となる地域において地域主体のまちづくりを進め、コミュニティを維持し、安心して暮らせる住みやすい地域を築くことが必要です。

そのために、市民は、今以上に地域に目を向け、自らが主体となって、地域の中でつながり、互いに支え合い、楽しみながら地域が有する資源や特色をいかした自主自立のまちづくりに取り組みます。

そして、行政は、積極的に、市民の中に飛び込んで、地域の課題や市民の意見、要望などを的確に把握し、市民とともに解決を図っていきます。

このように、まちづくりの主役である市民と行政がそれぞれ果たすべき責任や役割を分担し、互いに補完し、連携しながら、自信と誇りを持って次の世代に引き継げるようなまちづくりに取り組んでいきます。

Ⅲ めざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」を、私たちは目指します。

IV まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組みます。

1 安心して暮らせるまちづくり

(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

少子化の時代にあって、都市の活力を持続的に維持し、活性化していくため、未来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や、社会を生き抜く力を育む教育環境、生活環境の整備を進めます。

そこで、子育て家庭に対する支援や、地域の実情に応じた保育サービスの充実、仕事と子育ての両立の支援、さらには、小中学校等における教育環境や教育の質の向上など、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援します。

(2) 「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティを形成します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを維持します。そして、多様な世代が地域の中で一緒に暮らし、地域活動や子育て支援にも参画し、生きがいをもって暮らすことができる地域社会をつくります。

そこで、高齢者の社会参画や校区自治協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実、見守りが必要な子どもや高齢者のための地域包括ケアシステムの構築など、地域住民がお互いに支え合う絆づくりに取り組みます。

2 ずっと住みたいまちづくり

(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

本市は、利便性の高い公共交通沿線に人口の約半数が住み、商業施設や医療機関などの都市機能が充実した、暮らしやすい都市です。

超高齢社会や本格的な人口減少社会を迎える中で、都市機能の維持と市民生活の利便性を確保するため、この特性を維持していきます。

そこで、高度な都市機能が集積した中心市街地と日常生活に必要なサービスが整う地域拠点を利便性の高い公共交通などで結ぶ多核連携都市の形成を促進していきます。

(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

本市においては、20代、30代の若者が働く場を求めて市外に転出する例が多くなっています。これを抑制するとともに、子育て世代や第2の人生を歩む世代などを本市に呼び込み、多くの人に本市に住み続けてもらうため、安心して働ける場づくりを進めます。

そこで、企業誘致の推進や産業人材の育成を図るとともに、成長産業や農水産業の振興、経営支援や創業支援、中小企業支援、商業・サービス業の活性化など地場産業を振興し、雇用の場の拡大に取り組みます。

3 訪れてみたいまちづくり

(1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。

九州中央に位置する拠点性をいかしながら、交流人口の増加を図るため、地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、中心市街地のにぎわいづくりなど、都市全体の魅力を向上させ、その魅力を積極的に発信します。

そこで、(仮称)熊本城ホールの整備や熊本駅前の再整備などにより、中心市街地の求心力を高め、本市の歴史や伝統文化を継承・発展させるとともに、芸術・文化・スポーツなどのエンターテインメント機能を充実することによって、国内外からの観光客をはじめ、多くの人が集う九州中央の交流とにぎわいの拠点づくりに取り組みます。

(2) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。

人口50万人以上の都市で水道水源を100%地下水で賄っている都市は、日本で唯一、本市だけであり、世界的に見ても稀少です。また、本市は、明治の文豪夏目漱石が「森の都」と称した緑豊かな都市であり、この恵まれた自然のもと、安全でおいしい農水産物が生産されています。

そこで、これらの自然環境や資源を将来にわたって大切に保全し、豊かな自然の恵みあふれる「水の都」、「森の都」をストーリー性をもって整備するとともに、農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信していきます。

V 分野別施策の基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野で、めざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

1 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地等にかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながら共に生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。

さらに、男女が性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を発揮しながら、共に責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するため、社会環境の整備に取り組みます。

2 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

地域で互いに支え合い、自主自立のまちづくりを進めることで、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。

また、自然災害に対応するため、市民の防災意識を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。

さらに、市民や校区自治協議会等の地域団体、NPOなどが主体的にまちづくり活動を展開できるよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。

3 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、市民や地域の自主的な健康づくりや福祉活動を支援します。

特に、人口減少や少子化の改善に向け、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた

子育て支援に取り組みます。

4 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

未来を担う子どもたちが、自らの力で未来へはばたくことができるよう、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体などを備えた子どもたちを育成する教育を推進します。また、保護者や子どもが相談しやすい体制の充実や、学習に集中できる学習環境の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを育むための取組を進めていきます。

さらに、市民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を楽しむ機会の充実など生涯学習活動を支援します。

加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物等、本市に残る貴重な文化財を適切に保全するとともに、歴史や自然学習などへの活用を図ります。

5 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全、自然環境の保全や緑化の推進、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、公共用水域の水質保全、大気汚染等の防止など、良好な生活環境を維持・形成します。

また、地球環境問題や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。

6 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

市民の就業機会が拡充し、生活基盤が安定するよう、地場産業の振興に努めるとともに、本市の特性をいかした創業や起業化支援、企業の経営安定に向けた支援などに取り組みます。

特に、地場産業の競争力強化や地場製品の販路拡大、生産力の向上、さらには後継者等の人材育成等を支援するとともに、本社機能の熊本への移転を促進するなど、新たな活力を生み出す企業誘致を推進します。

また、熊本城をはじめとする観光資源の魅力向上や外国人観光客の受入体制を整備するとともに、地域の伝統文化を保存・継承しながら、新たな文化芸術を創造し、様々な魅力や情報を発信します。

さらに、学会・大会、コンサートなどの誘致や国内外との交流を促進し、九州観光の拠点都市はもちろん、国内外から認められるにぎわいのある都

市を目指します。

7 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

安全で良質な農水産物を消費者に安定的、持続的に提供できるよう、後継者育成や担い手支援の体制を整備します。

また、農水産物のブランド化や6次産業化などにより競争力を高め、国内外への販路を拡大し、経営の安定化に向けた支援に取り組みます。

さらに、自然環境に配慮した循環型農業を推進するとともに、生産基盤の整備を進めます。

8 安全で利便性が高い都市基盤の充実

市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全で秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、上下水道、河川など都市施設の整備や良好な居住環境の形成に努めます。特に、既存ストックの利活用の観点から施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理を推進します。

また、公共交通については、基幹公共交通の定時性、速達性等の機能を強化するとともに、利用しやすい生活路線の確保や交通不便地域、空白地域における交通手段の確保など、市民の移動の利便性向上に努めます。

さらに、九州中央に位置する交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網の整備を図ります。

別紙 2

熊本市基本計画

目 次

I	計画の前提	1
1	計画の意義と役割	2
2	計画の期間と対象	2
3	将来指標（人口・世帯数）	3
II	都市整備の方針	5
1	都市整備の方針の基本的視点	6
2	都市空間の構成方針	6
3	市街地の形成方針	8
4	多核連携都市の実現に向けて	9
III	区における自主自立のまちづくり	11
IV	まちづくりの重点的取組	13
1	安心して暮らせるまちづくり	14
2	ずっと住みたいまちづくり	14
3	訪れてみたいまちづくり	15
V	分野別施策	17
第1章	互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現	19
第2章	安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進	25
第3章	生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実	37
第4章	豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興	53
第5章	誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応	63
第6章	経済の発展と熊本の魅力の創造・発信	73
第7章	豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興	81

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実	89
VI 危機管理	111
VII 総合計画を推進するために	115

I 計画の前提

- 1 計画の意義と役割
- 2 計画の期間と対象
- 3 将来指標（人口・世帯数）

1 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれているまち。

そして、市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち。

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち、「上質な生活都市」。

を実現するための具体的な取組を体系化し、その取組を計画的に進めていくためのものです。

めざすまちの姿を実現するために、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、それぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりに取り組んでいきます。

2 計画の期間と対象

(1) 計画期間

この計画は、平成35年度（西暦2023年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成31年度に全体的に見直します。

(2) 対象区域

現行（平成28年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図ります。

(3) 実施主体

本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が相互に連携しながら実施していきます。

3 将来指標（人口・世帯数）

（単位：人、%、世帯）

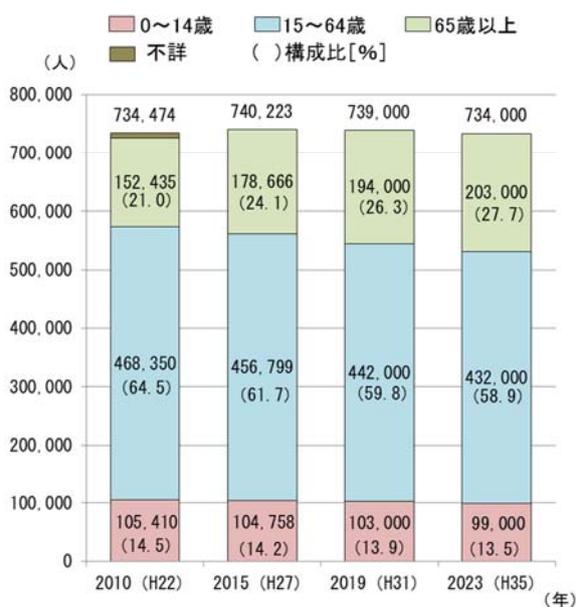
項目 \ 年		2010 (H22)	2015 (H27)	2019 (H31)	2023 (H35)
総人口 (伸び率)		734,474	740,223	739,000 (-0.2)	734,000 (-0.7)
年齢 3 区 分 別	0～14歳 [年少人口] (構成比)	105,410 (14.5)	104,758 (14.2)	103,000 (13.9)	99,000 (13.5)
	15～64歳 [生産年齢人口] (構成比)	468,350 (64.5)	456,799 (61.7)	442,000 (59.8)	432,000 (58.9)
	65歳以上 [老年人口] (構成比)	152,435 (21.0)	178,666 (24.1)	194,000 (26.3)	203,000 (27.7)
総世帯数		302,413	318,481	322,000	323,000
1世帯当たり人員		2.43	2.32	2.30	2.27

資料：2010（H22）年は、国勢調査。（注）総人口は、年齢不詳8,279人を含む。構成比の算出に当たっては、総数から年齢不詳を除外している。

2015（H27）年は、「平成27年版 熊本県推計人口調査結果報告（年報）」。

2019（H31）、2023（H35）は、「熊本市人口ビジョン」で示された現状維持ベースの推計値及び「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2014年4月推計）を基に算出。

（注）2023（H35）年の構成比は四捨五入のため、合計しても100とはならない。
伸び率は、対前年比で算出している。



Ⅱ 都市整備の方針

- 1 都市整備の方針の基本的視点
- 2 都市空間の構成方針
- 3 市街地の形成方針
- 4 多核連携都市の実現に向けて

1 都市整備の方針の基本的視点

都市整備の方針とは、市民生活や産業・経済活動などを支える都市空間の今後の整備方針を示すものです。

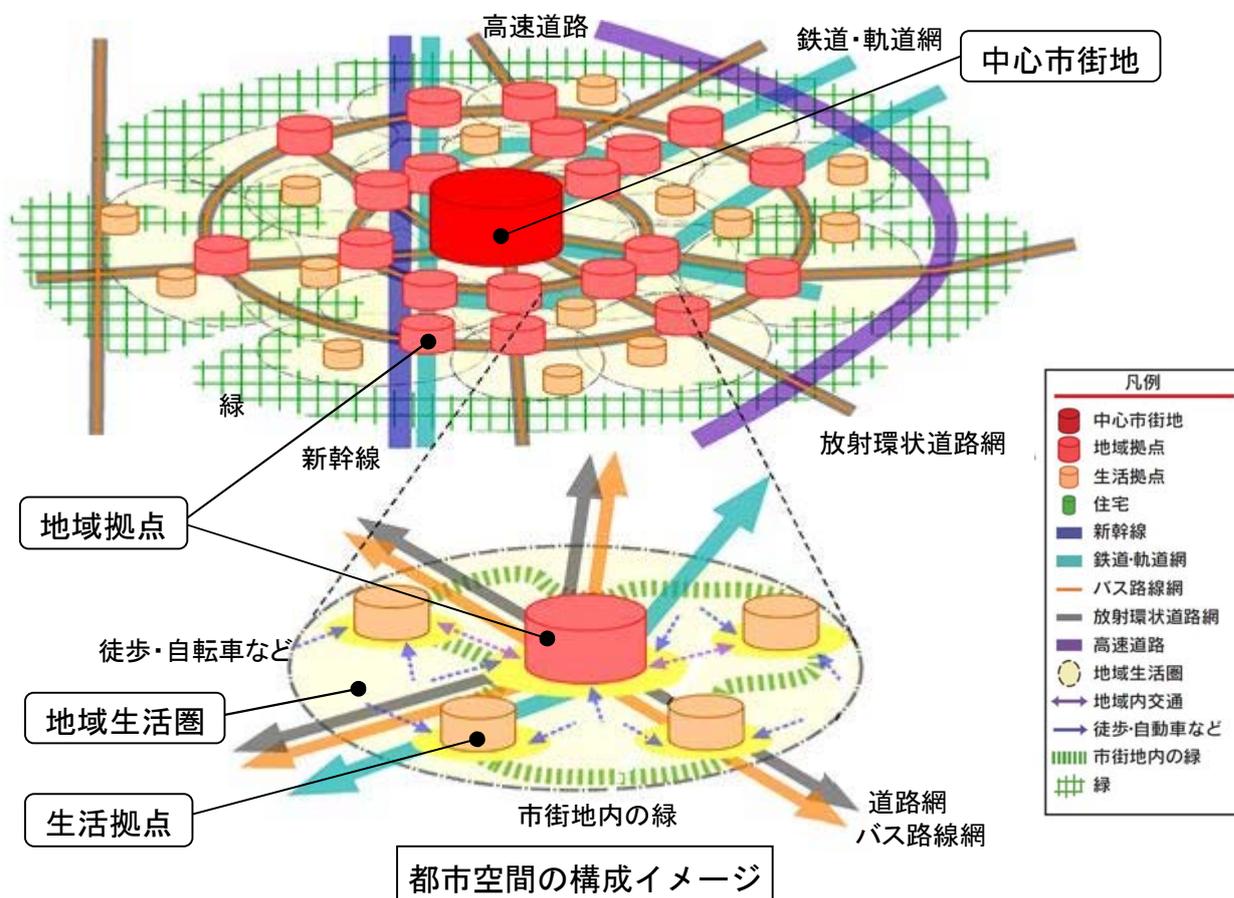
本市における、これまでの都市基盤整備の経緯や都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合計画における「めざすまちの姿」を効果的に実現していくため、中心市街地から周辺へ伸びる1本の放射道路と2つの環状道路を骨格として広がる市街地構造と、JRや市電などの公共交通軸をいかし、中心市街地と各拠点が相互に連携した人々が暮らしやすい都市空間整備に取り組みます。

なお、この方針については、熊本市都市マスタープランと整合を図っています。

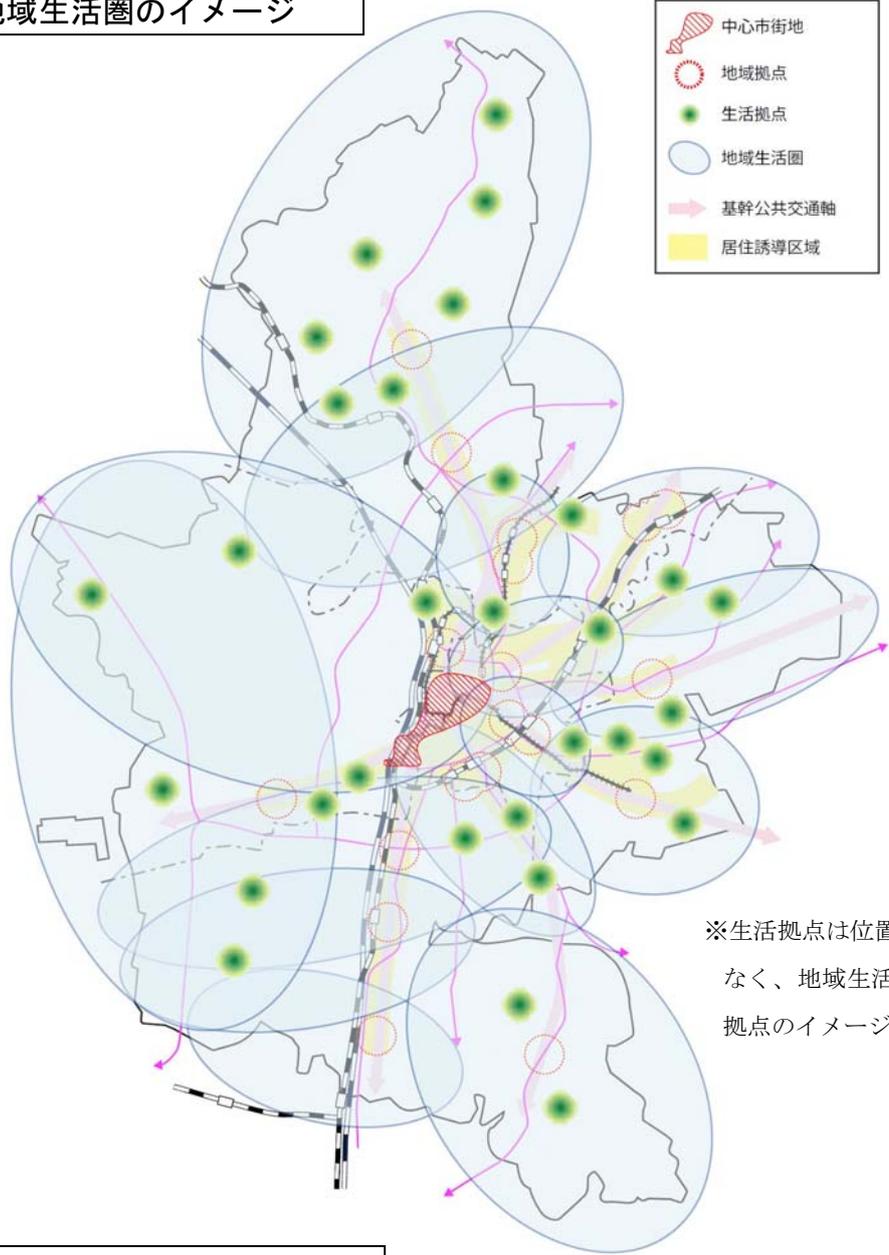
2 都市空間の構成方針

広域交流拠点都市として、また、将来においても暮らしやすい都市の実現のため、うるおいある自然の中で、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化等、様々な機能が集積する中心市街地と行政・商業などの生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した『多核連携型の都市空間』の構成を目指します。

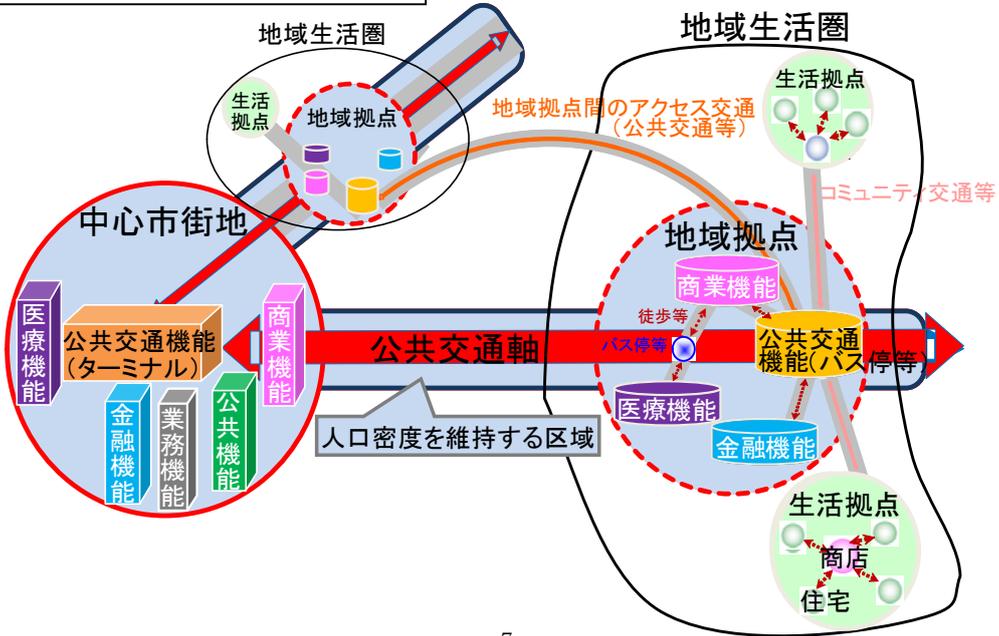


地域生活圏のイメージ



※生活拠点は位置を示すものではなく、地域生活圏内にある生活拠点のイメージを示すもの。

多核連携都市づくりのイメージ



3 市街地の形成方針

- (1) 自然環境や農業生産環境と市街地や幹線道路網などが均整のとれた市街地形成を図ります。
- (2) 中心市街地は、県内のみならず九州の中心都市にふさわしい行政、金融、情報通信及び教育文化など高次の都市機能の新たな集積を目指します。
また、地域拠点、商業機能をはじめ、公共公益機能や各種の都市機能の維持・確保を図ります。
- (3) 鉄軌道相互の結節強化及び中心市街地と地域拠点を結ぶ主要なバス路線の強化やバスターミナルの機能向上を図るとともに、市域及び都市圏の骨格となる2環状11放射道路網とそれと連携する都市内道路網の形成を促進することにより、鉄軌道網やバス網と道路網により、円滑な都市活動と利便性の高い都市生活とが確保できるような体系的な交通軸の確立を目指します。
- (4) 豊かな生活と文化に彩られた「地下水都市・熊本」・「森の都」として、市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園をはじめとした市街地における緑の創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の確立を促進します。

都市の全体構成図

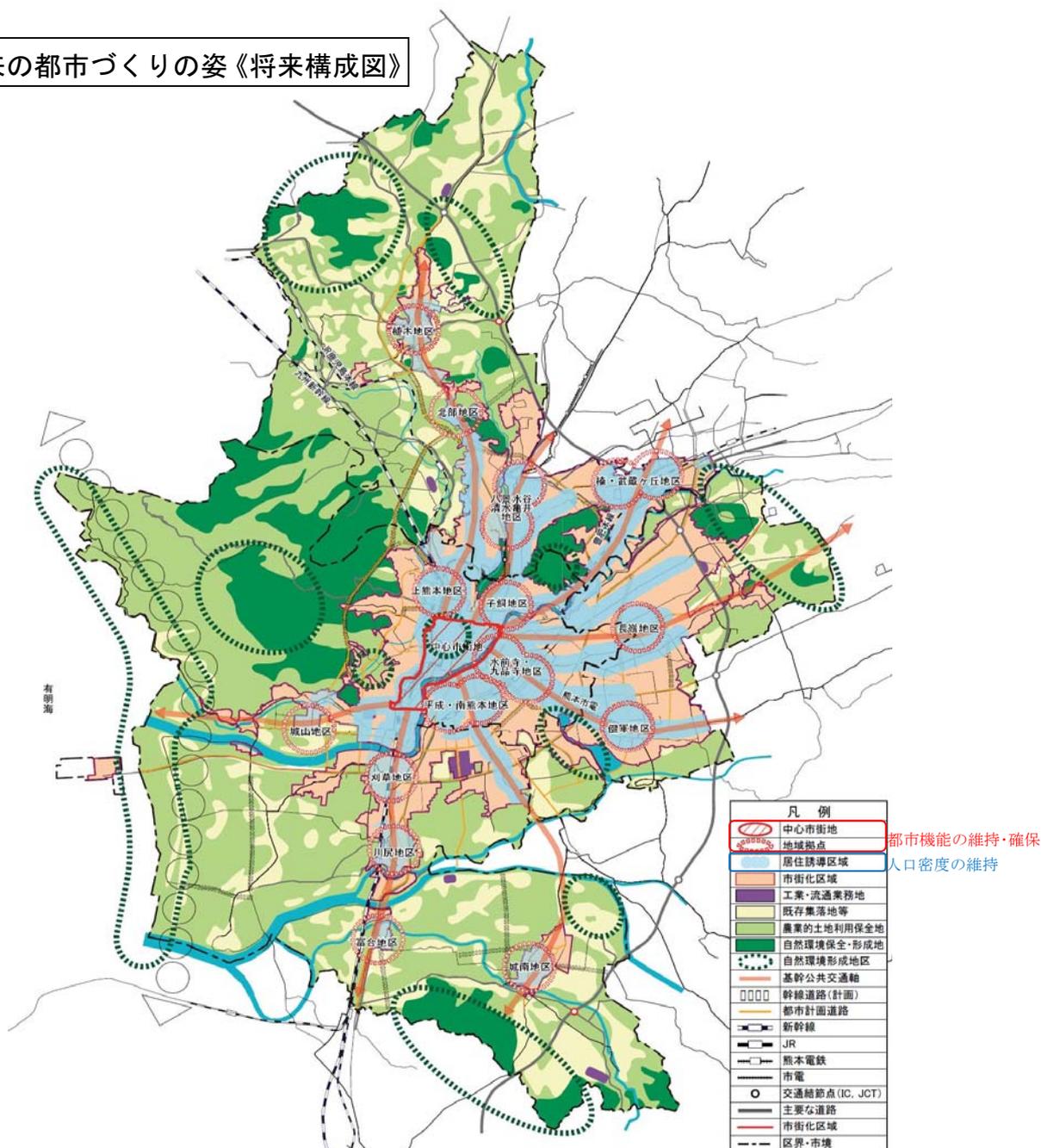


4 多核連携都市の実現に向けて

本市では、今後本格的に到来する人口減少・超高齢社会に対応し、高齢者や子育て世代などにとって、安心であり、健康で快適な、暮らしやすい生活環境を実現するため、中心市街地や地域拠点において、市民が日常生活を営む上で欠かせない都市機能を維持・確保するとともに、公共交通ネットワークの充実に取り組みながら、公共交通の利便性が高い地域での人口密度を維持します。さらに、市民にとって一番身近な生活拠点を守り、愛着の持てる地域の形成を図ります。

また、郊外部においては、豊かな自然環境や農業・漁業生産環境の保全に努めるとともに、これらの環境と共存する既存集落の維持活性化を図ります。

将来の都市づくりの姿《将来構成図》

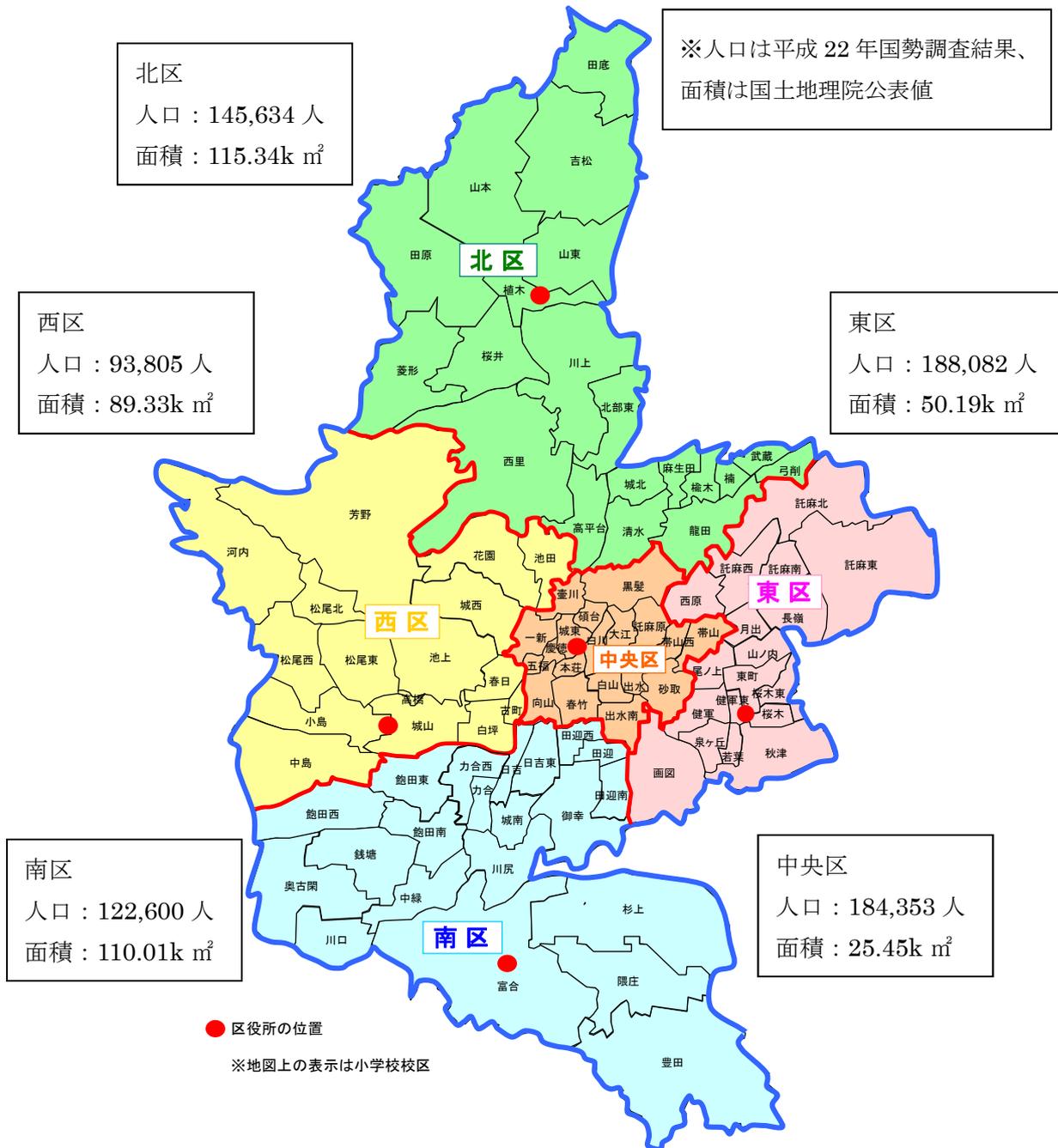


Ⅲ 区における自主自立のまちづくり

本市では、各区においてまちづくりビジョンを策定し、それぞれの魅力や特色をいかしたまちづくりに取り組んでいます。

市民自らが主体となって、地域の中でつながりながら自主自立のまちづくりを進めるためには、それを支える各区の取組を加速していくことが必要です。

区役所が地域の実情や多様な住民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映させるなど、地域自らの取組を支援していくため、区役所のまちづくり支援機能を強化するとともに、区の特徴をいかした、本計画に基づく、住民自治のまちづくりを推進します。



IV まちづくりの重点的取組

めざすまちの姿を実現するための目標を市民と行政で共有し、市民と共に次の項目に優先的に取り組めます。

- 1 安心して暮らせるまちづくり
- 2 ずっと住みたいまちづくり
- 3 訪れてみたいまちづくり

1 安心して暮らせるまちづくり

(1) だれもが安心して子育てできる環境を整えます。

次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境や教育環境を充実させます。

ア 安心して子育てができる少子化対策の推進

保育所入所待機児童ゼロの取組や病児・病後児童保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供、子育てにかかる経済的負担の軽減や子育て不安の解消、仕事と子育て両立支援や障がい児支援、児童虐待防止 など

イ 子どもたちがいきいきと育つ環境整備

学習に集中できる環境整備や学力の向上対策、いじめや不登校など子どもや保護者の悩みに寄り添うことができる体制づくり、放課後児童対策の強化 など

(2) 「おたがいさま」で支えあう地域コミュニティを形成します。

生きがいをもって暮らすことができる地域社会の仕組みをつくります。

ア 多様な世代が生きがいをもって暮らせるまちづくり

地域団体との連携強化や支援の充実、地域団体の後継者育成などのまちづくり支援機能の強化 など

イ お互いに支え合う地域のつながりづくり

子どもから高齢者まで住み慣れた地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築、地域の防犯・防災活動団体への支援強化 など

2 ずっと住みたいまちづくり

(1) だれもが移動しやすく暮らしやすい都市をつくります。

中心市街地と地域拠点を利用性の高い公共交通などで結んだ多核連携都市を形成します。

ア 地域拠点に都市機能が集積した都市づくり

中心市街地と地域拠点での商業・医療など暮らしに必要な機能の維持・確保、利便性の高い公共交通沿線での人口密度の維持 など

イ 市電やバスなどの公共交通と一体となった都市づくり

市電やバスなど基幹公共交通軸の形成、日常生活を支えるバス路線網の再編、公共交通空白・不便地域へのコミュニティ交通の導入・維持 など

(2) 雇用機会を創出し、熊本に住み、働ける環境を整備します。

成長産業の振興や企業誘致の推進などによる地域経済の発展に努めます。

ア 地域経済を支える地場産業の振興

産学官や産業間連携による食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブ産業などの成長産業や全国屈指の生産額を誇る農水産業の振興、経営支援、中小企業支

- 援、商店街の魅力向上やにぎわいの創出 など
- イ 安定した雇用の創出
- 就職・就業支援や職業訓練などによる産業人材の育成、創業支援や企業誘致の推進などによる雇用の創出、農水産業における担い手の育成 など

3 訪れてみたいまちづくり

- (1) 伝統文化とエンターテインメントが共鳴するにぎわいを生み出します。
- 多くの人が集う、九州中央の交流とにぎわいの拠点都市をつくります。
- ア 歴史や伝統文化の継承・発展と観光の振興など熊本の魅力の創造・発信
- 熊本城などの観光資源の魅力の向上と発信、ストーリー性を持たせた観光ルート
の設定、おもてなし向上など観光客の受入れ体制整備 など
- イ 国内外から多くの人が集う交流とにぎわいづくり
- 学会・大会やコンサートなどの誘致、国内外との交流促進 など
- (2) 自然と共生する恵み豊かな熊本を発信します。
- 地下水や自然環境を守り育み、「地下水都市・熊本」・「森の都」を発信するとともに、
農水産物をはじめとした、熊本の豊かな恵みを広く発信します。
- ア 世界が認めた地下水の保全と緑あふれるまちづくり
- 恵まれた地下水の質と量の保全、市域に残る自然環境の保全や新たな緑の創出
など
- イ 安全で良質な農水産物の魅力発信
- 安全・安心で良質な熊本の農水産物の発信、6次産業化、高付加価値化、ブラン
ド化による販路拡大、東アジアなどへの輸出促進 など

V 分野別施策

第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

第1章 互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現

人類普遍の願いである自由と平等の実現に向け、世界人権宣言を基に世界的に具体的な取組が促進される中、人権を尊重する社会について、市民の関心も確実に高まっています。また、男女が共にいきいきと個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、あらゆる分野において男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図っています。

しかしながら、国籍、性別、年齢、障がい、出身地などによる不当な差別意識や偏見が未だに見受けられ、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、人権侵害の形態も複雑、多様化しています。

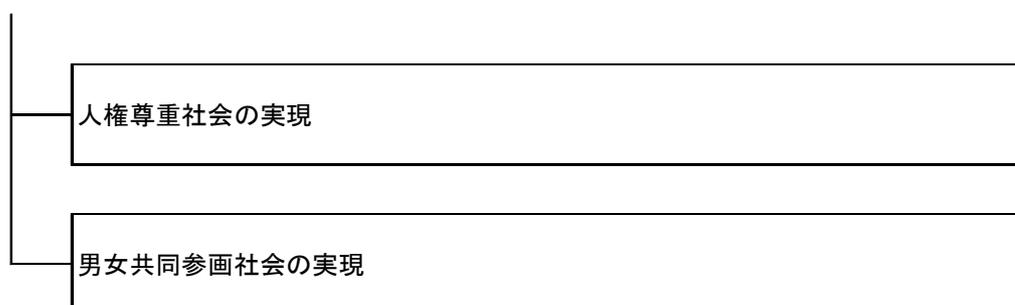
今後とも、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、不当な差別・偏見や人権侵害を許さない確固とした信念を持って、公共の福祉に反しない限り人権が等しく尊重され、そして、だれもが社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域などの各分野にわけ隔てなく参画できる社会を築き上げていかなければなりません。

また、今後の人口減少・少子高齢化が進む社会において、女性の活躍推進に向けた環境を整備し、男女共同参画社会を実現することは最重要課題のひとつですが、その実現のためには、より多くの市民や事業者などが男女共同参画社会の実現について自らの課題として関心を持つとともに、その意義について理解が深まるよう総合的かつ長期的な視点に立った取組を行っていく必要があります。

そこで、人権問題の解消に向け、国籍、性別、年齢、障がい、出身地等にかかわらず全ての人が平等に社会に参加できるよう、人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識を高め、市民、事業者、行政などが一体となって、互いの人権を尊重し、支え合いながら共に生きる人権尊重の共生社会を実現します。また、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権擁護活動を推進します。

さらに、男女が性別にとらわれずあらゆる分野で参画する機会を確保し、一人ひとりの能力と個性を発揮しながら、共に責任を担って協力していく男女共同参画社会を形成します。特に、女性の職業生活における活躍を推進するために、社会環境の整備に取り組みます。

政策の体系



第1節 人権尊重社会の実現

現状と課題

本市では、講演会、シンポジウムや映画会などの人権啓発事業を通じて、人権に対する意識を高めるとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し取り組んできました。しかしながら、子どもや高齢者への虐待、SNS等の普及に伴う安易な誹謗中傷事例の頻発、性的少数者に関する問題など人権課題も多様化しています。

今なお、偏見等の人権問題が存在し、人権侵害も後を絶たないことから、今後、より一層の人権教育及び啓発を推進し、人権意識の高揚と全ての市民の人権が尊重される社会づくりを進め、人権擁護委員などとの連携を強化し、人権相談の窓口を充実させ、市民の人権を擁護します。

基本方針

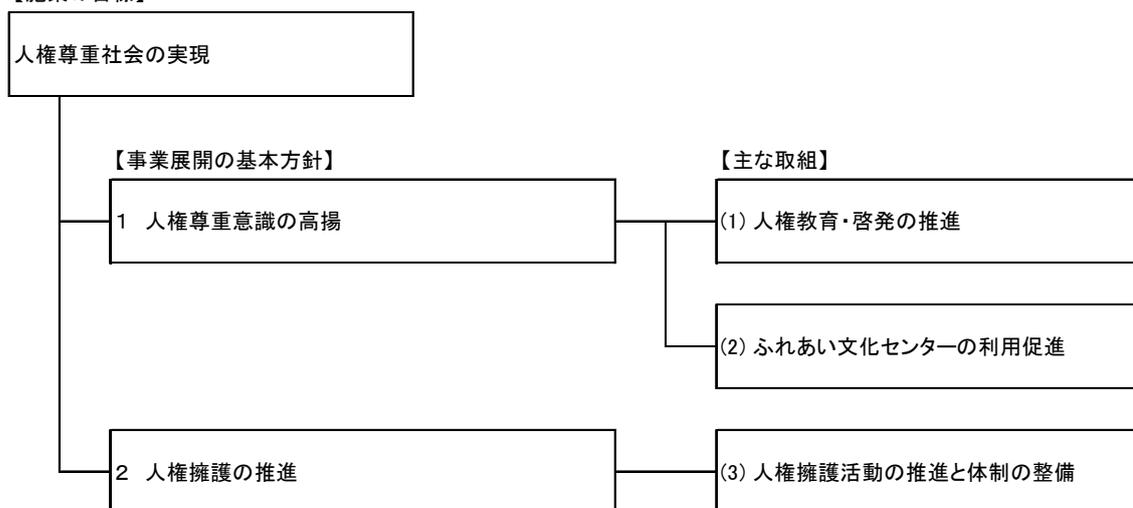
- 1 人権尊重意識の高揚
- 2 人権擁護の推進

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	44.6	上昇	上昇

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 人権教育・啓発の推進】

- ア 関係団体や企業などとの連携のもとに、市民協働で様々な形態、内容での啓発活動を推進します。
- イ 家庭、地域、学校、職場などにおける、人権教育・啓発への取組を支援します。

【(2) ふれあい文化センターの利用促進】

- ア 人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして人権尊重意識の啓発活動と広報活動を充実させます。
- イ 開かれたコミュニティセンターとして、市民の交流とふれあいを図り、地域社会と連携して地域福祉の向上に努めます。

【(3) 人権擁護活動の推進と体制の整備】

- ア 国・県及び人権擁護委員との連携を強化し、人権擁護活動を推進します。
- イ 全ての市民が相談しやすい人権相談の窓口を充実させ、的確な対応により市民の人権を擁護します。

第2節 男女共同参画社会の実現

現状と課題

女性の能力や視点をいかす環境など、男女が性別にとらわれずあらゆる分野で参画する社会の実現は、今後の人口減少社会に対応していく上でも不可欠です。また、企業などの管理職に占める女性の割合や地域で活動する女性リーダーの割合は低く、様々な分野での方針決定や責任ある立場への女性の登用・参画は十分には進んでいない状況です。

性別にかかわらず、様々な分野へ意欲に応じ参画できる社会づくりを進めるため、女性の積極的な登用や参画促進に取り組むなど、多様な能力・視点をいかす社会環境を整備する必要があります。

基本方針

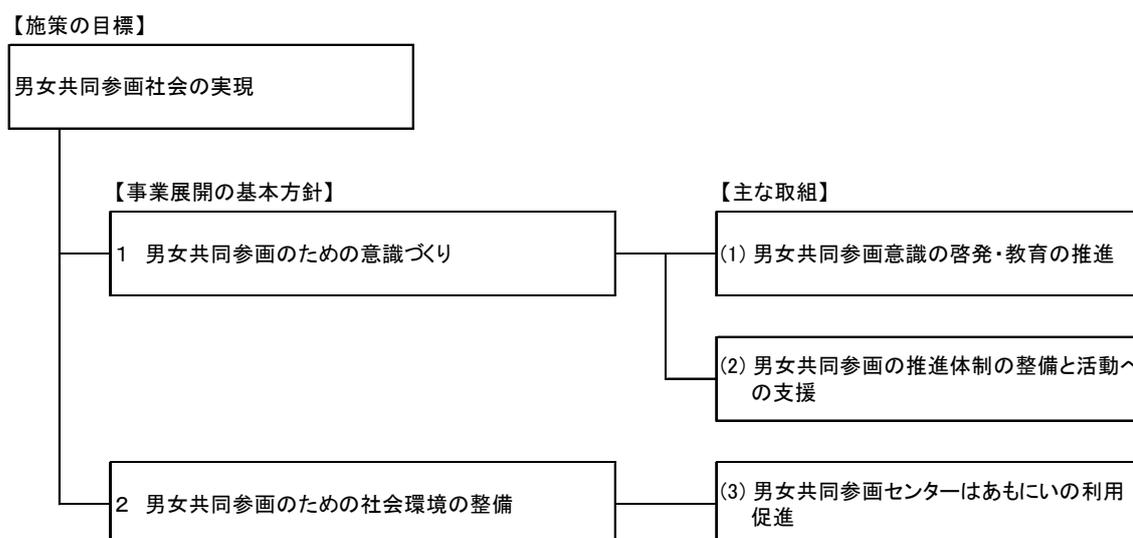
- 1 男女共同参画のための意識づくり
- 2 男女共同参画のための社会環境の整備

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	%	73.9	上昇	上昇

※ 性別による固定的な役割分担意識とは、「男は仕事・女は家庭」のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと

施策の体系



事業概要

【(1) 男女共同参画意識の啓発・教育の推進】

- ア 学校や家庭、地域における男女共同参画意識の啓発、教育を推進します。
- イ 出前講座の開催やホームページ、広報紙などの充実による積極的な情報発信に努めます。
- ウ ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント防止のための広報・啓発に努めます。

【(2) 男女共同参画の推進体制の整備と活動への支援】

- ア 家庭、職場、学校、地域、その他の社会の各分野における活動に男女が積極的に参画できるよう、能力開発や就労のための支援を行います。
- イ 市民が安心して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、子育てや介護に対する支援体制を整備します。
- ウ 各種審議会や委員会などへの女性の登用を促進します。
- エ 女性の活躍推進に向けた啓発及び支援に取り組みます。
- オ 配偶者暴力相談支援センター事業の充実を図り、DV相談体制の強化や被害者の自立支援に取り組みます。

【(3) 男女共同参画センターはあもにいの利用促進】

- ア 男女共同参画社会実現を目指すための活動拠点として、様々な市民グループの支援や連携の促進、また、市民文化の振興・交流のための利用を推進します。
- イ 市民のニーズにあった各種講座の開催など、情報の収集、提供に努めます。
- ウ 男女共同参画センターはあもにい総合相談室を活用し、家庭、職場、心の問題などの様々な問題の解決を図ります。

第2章 安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

都市化の進展や更なる少子高齢社会の到来、住民意識や価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄になりつつあります。また、災害等も複雑・大規模化し、犯罪の低年齢化、巧妙化が進むなか、市民の安全・安心な暮らしの確保がこれまで以上に求められています。

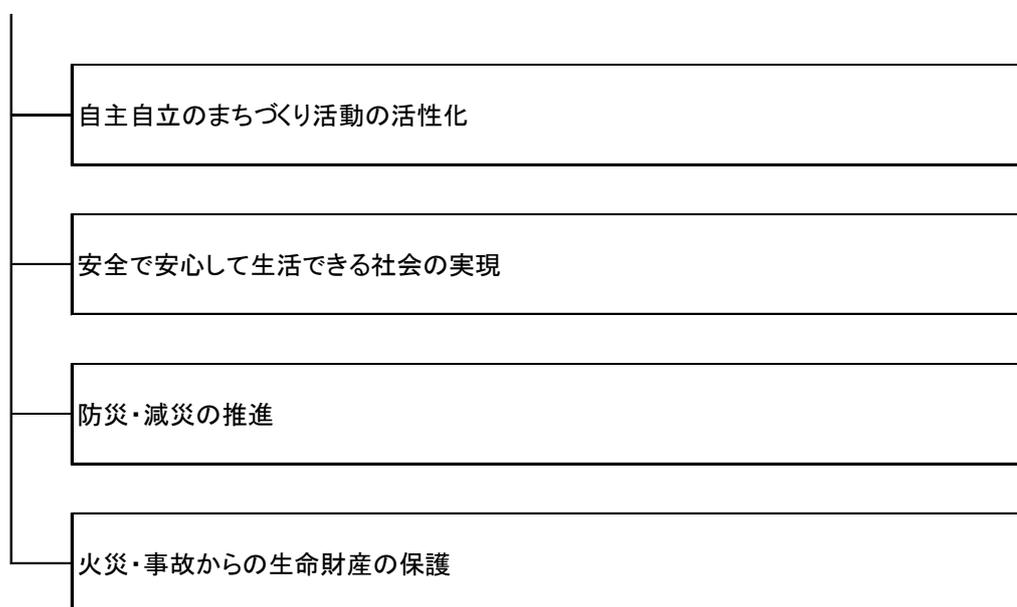
あらゆる世代がこれからも住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことで、地域において弱まりつつあるコミュニティを維持・再生していくことが必要となっています。

そこで、地域で互いに支え合い自主自立のまちづくりを進めることで、地域コミュニティの維持・向上を図るとともに、消防体制の充実、防犯対策、交通安全の推進などに取り組み、地域の安全で快適な暮らしを支えます。

また、自然災害に対応するため、市民の防災意識を高めるとともに、災害発生時の体制整備など、危機管理体制を強化します。

さらに、市民や校区自治協議会等の地域団体、NPO団体などが主体的にまちづくり活動を展開できるよう、地域のまちづくり活動の支援体制を強化します。

政策の体系



第1節 自主自立のまちづくり活動の活性化

現状と課題

地域のつながりの希薄化やまちづくりの担い手不足により、地域のコミュニティ機能が低下し、防犯、防災、保健・福祉、環境美化など地域で担う様々な課題に対応できなくなることが懸念されます。

地域コミュニティ機能の維持・向上を図るためには、地域活動の後継者の育成や課題解決のための仕組みづくりが必要です。併せて、NPOやボランティアなどの市民公益活動の更なる活性化に向けて支援のあり方を確立していく必要があります。

基本方針

- 1 参画と協働による地域活動の推進

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
地域活動(自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など)に参加した市民の割合	%	27.3	30	32

施策の体系

【施策の目標】

自主自立のまちづくり活動の活性化

【事業展開の基本方針】

- 1 参画と協働による地域活動の推進

【主な取組】

(1) 住民自治活動の支援

(2) まちづくり支援機能の強化

(3) 地域活動拠点の整備・支援

(4) 市民による公益活動の推進

事業概要

【(1) 住民自治活動の支援】

- ア 町内自治会に対する支援や研修会などを実施するとともに、加入率向上に取り組み、地域の自治活動を支援します。
- イ 校区自治協議会及び町内自治会における地域課題解決に向けた取組など、主体的なまちづくり活動を積極的に支援します。

【(2) まちづくり支援機能の強化】

- ア 各区のまちづくりビジョンに基づいて、地域の魅力や特性をいかした区ごとのまちづくりを推進します。
- イ まちづくり支援機能を強化するための拠点として、(仮称)まちづくりセンターを設置し、本庁及び区役所内の各課との連携を図ることで、区の課題の把握や広聴機能の強化を進めます。
- ウ (仮称)まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、地域の相談窓口、地域情報収集・行政情報発信、地域コミュニティ活動の支援などの役割を担い、地域とともに課題解決に取り組みます。

【(3) 地域活動拠点の整備・支援】

- ア 地域づくりの拠点となる地域コミュニティセンターを地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、地域住民自らの運営を支援します。
- イ 地域住民による地域公民館の整備・運営を支援します。

【(4) 市民による公益活動の推進】

- ア 市民公益活動に関する情報の収集及び効果的な発信に努め、活動者の裾野を広げます。
- イ 熊本市市民公益活動支援基金(くまもと・わくわく基金)を活用し、NPOやボランティア団体などの市民公益活動を支援します。
- ウ 市民活動支援センター・あいぼーとにて市民活動団体の交流やネットワークづくりの場の提供を行います。

第2節 安全で安心して生活できる社会の実現

現状と課題

交通安全教室の開催や防犯パトロール等の取組により、交通事故件数や街頭犯罪などの認知件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の割合は高く、また、自転車の交通マナーやルール違反を伴った事故も後を絶たない状況です。

また、消費生活相談件数は増加傾向にあり、内容も複雑多様化しています。

今後も、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向け、特に小・中学生、高齢者の交通安全教室の拡充や地域住民による自主的な防犯活動、校区防犯協会などと連携した事業、消費者支援体制を強化し、事故や犯罪、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要があります。

基本方針

- 1 交通安全の推進
- 2 防犯活動の推進
- 3 消費者の自立支援と救済

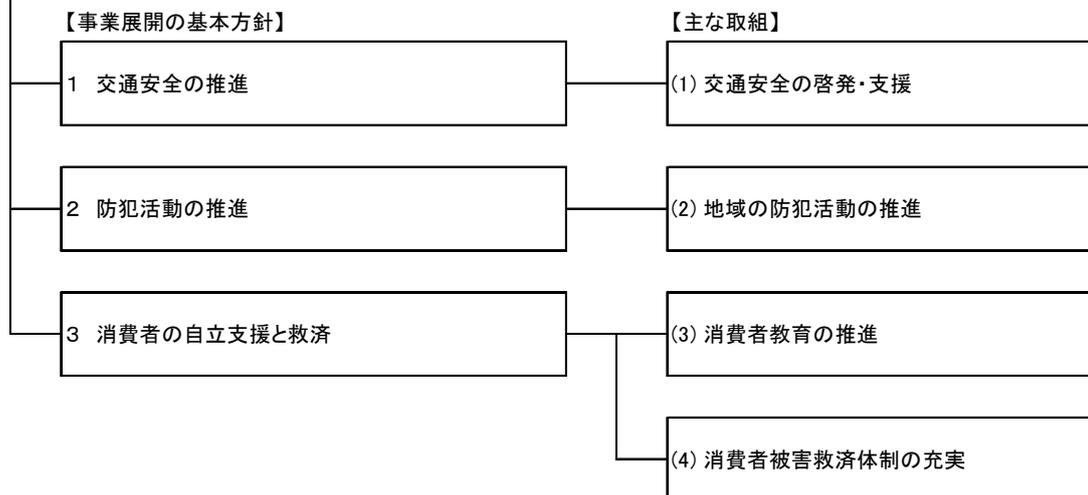
検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
市内における交通事故の死傷者数(暦年)	人	3,903	3,900	3,900
市内における刑法犯罪の認知件数(暦年)	件	5,461	5,200	5,000

施策の体系

【施策の目標】

安全で安心して生活できる社会の実現



事業概要

【(1) 交通安全の啓発・支援】

ア 警察や地域の交通安全協会等と連携し、子どもや高齢者を対象とする交通安全教室を開催するなど市民の交通安全意識の啓発を図ります。

【(2) 地域の防犯活動の推進】

ア 各防犯関係機関と連携し、防犯パトロールを実施するとともに、防犯協会などへの活動支援を行います。

【(3) 消費者教育の推進】

ア 若年者・高齢者への注意喚起やセミナーの開催など体系的な消費者教育に取り組み、自立した消費者の育成に努めます。

【(4) 消費者被害救済体制の充実】

ア 相談体制の充実を図るとともに、地域サポーター養成講座の開催や包括支援センターへの出前講座を行うことで地域の見守りネットワークを構築します。

第3節 防災・減災の推進

現状と課題

近年、地球規模での気象変化による集中豪雨や大型台風、地震などの自然災害が全国各地で頻発しています。市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、本市においても、自然災害の被害を未然に防止し、最小限に抑える防災体制を一層強化することが求められています。

災害においては、まず、市民一人ひとりが自ら安全で速やかに避難することが大切であることから、防災意識の向上、日頃から地域で支え合うための体制づくりや情報共有、避難訓練などを通して、自助・共助の精神をさらに高め、地域・市民主体の地域防災力の向上を図ります。

また、様々な災害に備え、行政、地域・市民及び防災関係機関などの連携のもと、防災・減災に向けた防災体制の整備を図ります。

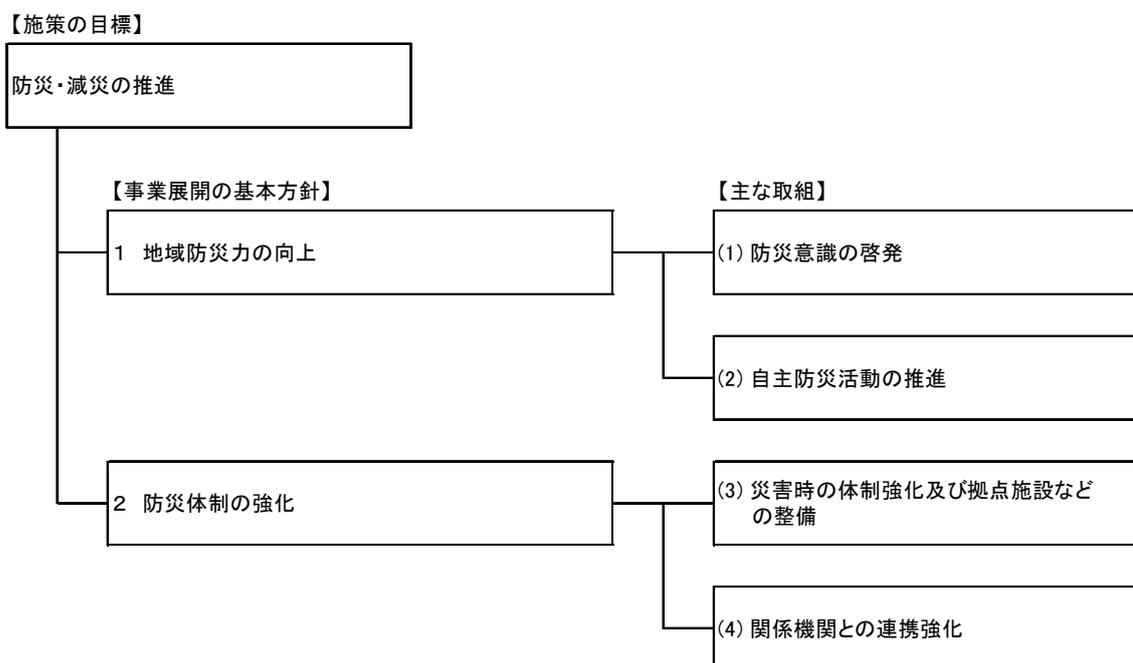
基本方針

- 1 地域防災力の向上
- 2 防災体制の強化

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
風水害による死者数	人	0 (H26)	0	0

施策の体系



事業概要

【(1) 防災意識の啓発】

- ア 市民一人ひとりが災害時の行動を体感できるよう、職場や家庭などでの市民参加型の訓練の実施や防災講座を通して、地域ぐるみ・家族ぐるみの防災意識の啓発を推進します。
- イ 洪水、高潮、地震などの各ハザードマップをわかりやすく改善します。特に洪水ハザードマップは河川ごとに全体が把握できるよう改めます。
- ウ 住民が主体となって地域版ハザードマップを町内単位で作成し、避難場所や避難経路の確認を行います。作成した地域版ハザードマップは、町内単位や校区単位での避難訓練、小中学校での防災教育講座などに活用します。

【(2) 自主防災活動の推進】

- ア 自主防災クラブの結成やその活動への支援とともに防災士を養成するなど、地域での実践的な避難訓練の実施を促進します。
- イ 障がいのある人や高齢者など、災害時要配慮者の避難が速やかに行われるよう地域における協力体制の充実を図ります。

【(3) 災害時の体制強化及び拠点施設などの整備】

- ア 防災に関する諸計画やマニュアルを常に点検するとともに、研修や訓練の充実など、災害時の体制強化を図ります。

- イ 防災活動の拠点となる施設や避難場所などを再点検し、避難所の充実を図るとともに、迅速・的確な避難所の案内・周知ができるシステムの構築に取り組みます。
- ウ 自然災害発生時に避難場所機能を十分発揮できるよう、非常食や資機材などを防災倉庫、備蓄倉庫から適正に提供します。また、関係機関や民間団体などとの応援体制を充実させるとともに、関係する部局との連携により避難所運営体制の強化を図ります。

【(4) 関係機関との連携強化】

- ア 合同による総合防災訓練や防災会議などの実施により、防災関係機関との情報共有を図り、災害時の応援体制を強化します。
- イ 県内各市、九州主要都市、政令指定都市等との災害時応援協定や、民間企業等との災害時応急活動協定などを活用した訓練を実施します。

第4節 火災・事故からの生命財産の保護

現状と課題

本市では、地震・台風等の自然災害に対する備えや、火災予防対策・消防体制の強化・地域防災力の強化など、総合的な消防防災対策に取り組んでいます。

本市の火災件数は減少傾向にありますが、引き続き市民への防火啓発を図り、火災予防対策を推進する必要があります。

また、今後、災害や事故は複雑化・多様化し、救急件数の増加も見込まれるため、消防・救急救助体制の強化を図り、災害現場での市民の初動対応に対する支援を強化することが求められます。

さらに、消防団の装備充実や市民の救護能力の向上を図ることで、より安全な地域づくりを推進し、区役所・消防署・消防団が一体となった、地域防災力の強化に取り組む必要があります。

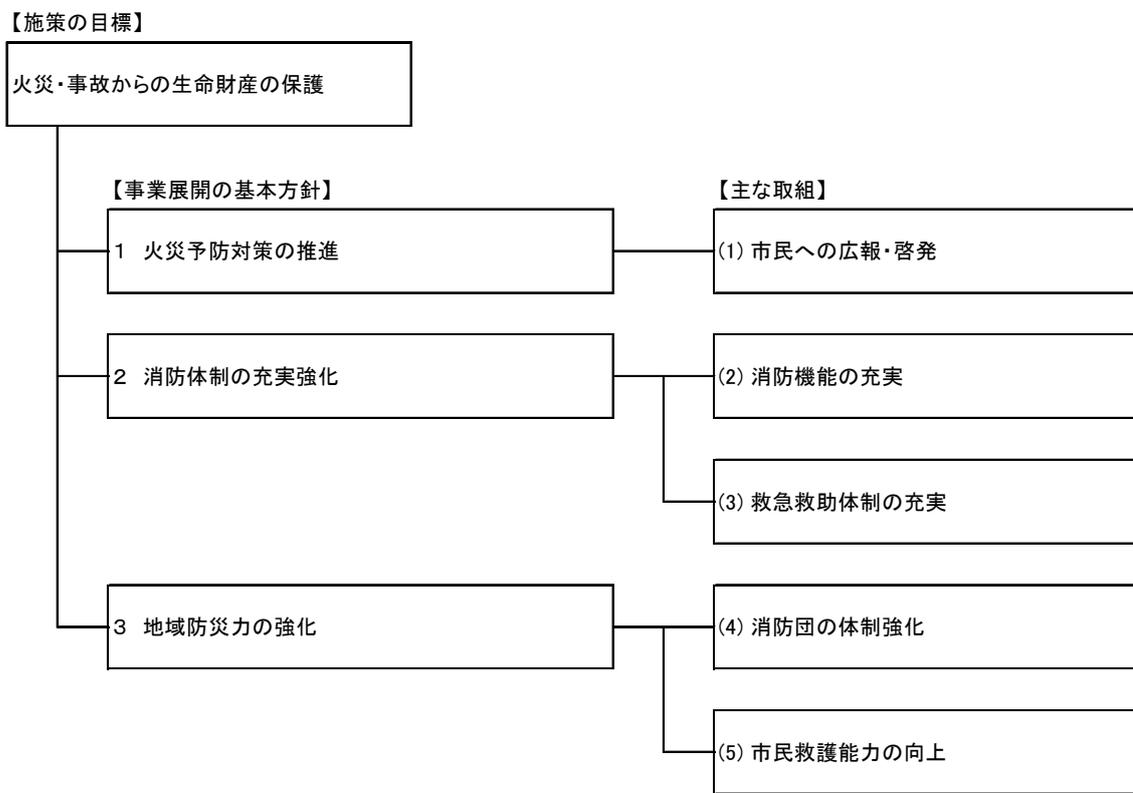
基本方針

- 1 火災予防対策の推進
- 2 消防体制の充実強化
- 3 地域防災力の強化

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
火災発生件数(人為的ミスによるもの)(暦年)	件	69	65	61
救命率(暦年)	%	19.4 (H26)	21.0	22.0

施策の体系



事業概要

【(1) 市民への広報・啓発】

- ア 人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動を推進します。
- イ 住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策を推進します。

【(2) 消防機能の充実】

- ア 消防力強化のため、消防署所の適切な管理や各種消防車両・資機材などの計画的な更新を進めます。
- イ 新消防指令管制システムの整備及び119番通報時の口頭指導を推進します。

【(3) 救急救助体制の充実】

- ア 救急救助等に関する研修や資格取得など、人材育成による消防技術の向上を推進します。
- イ 消防機関と医療機関の連携を推進します。

【(4) 消防団の体制強化】

- ア 消防団及び機能別消防団への参加促進を図ります。

【(5) 市民救護能力の向上】

- ア A E D講習を含めた応急手当などの普及啓発を推進します。

第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実

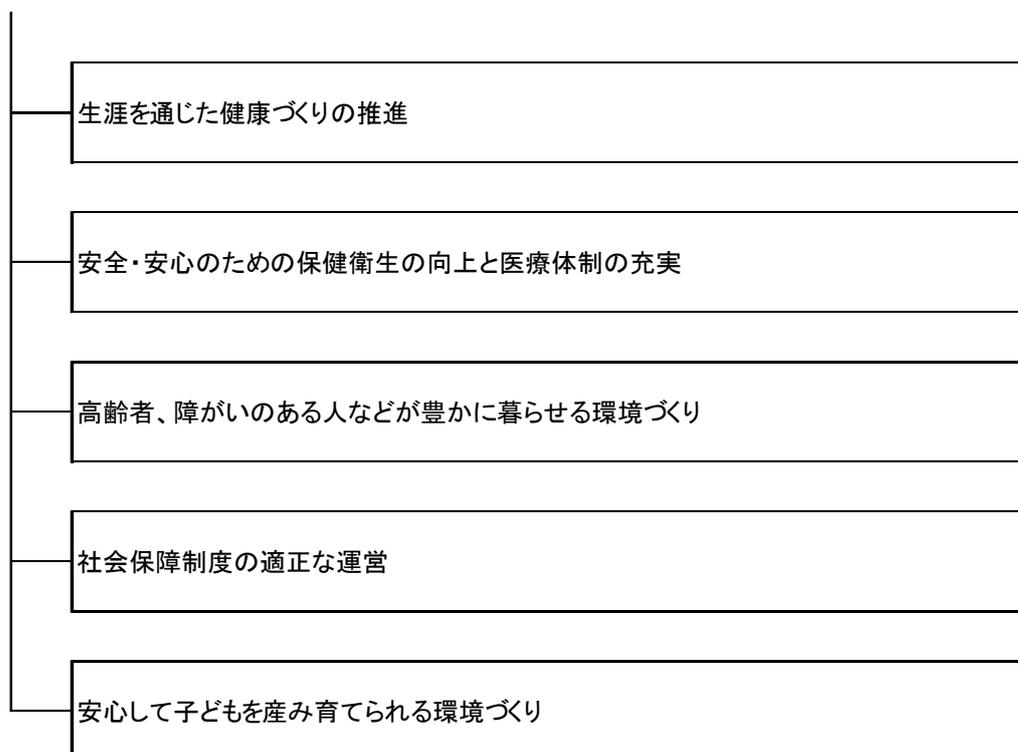
今日の社会では、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化している一方で、感染症などへの市民不安も高まっています。また、少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、住み慣れた地域で暮らすための様々な保健・医療・福祉サービスが求められています。さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て力が低下し、育児支援を受けることが難しく、出産や子育てに対して不安や負担感を持つ人が増加しています。

このような中、全てのライフステージにおいて、健康づくりの意識を高めていくことが重要となっています。また、新型インフルエンザ等の新興感染症などから市民を守るため健康危機管理体制を充実させ、適切な医療サービス体制を確保することが必要です。さらに、高齢者、障がいのある人など、全ての人を地域全体で支援する体制を構築するとともに、子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる環境をつくり、「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策が必要となっています。

そこで、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健やかに生きがいを持って暮らせるよう、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、市民や地域の自主的な健康づくりや福祉活動を支援します。

特に、人口減少や少子化の改善に向け、未来を担う子どもたちを安心して産み育てていけるよう、保育サービスの充実など多様なニーズに応じた子育て支援に取り組みます。

政策の体系



第1節 生涯を通じた健康づくりの推進

現状と課題

健康長寿の最大の阻害要因と言われる生活習慣病の多くは一人ひとりの意識、心がけと行動で予防できるものですが、平均寿命と健康寿命にはかなり開きがある状況です。

また、糖尿病や高血圧症など様々な生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム該当者数が依然として多く、がん検診などの検診受診率も伸び悩んでいます。

今後は、「自らの健康は自ら守る」という健康意識を高め、市民の生活習慣改善や健康づくりの取組の実践・継続につながるような啓発を強化する必要があります。

そして、健康で質の高い生活を送るために重要な病気の予防、早期発見・早期治療についての市民全体の認識が高まるよう、市民の健康を支える環境づくりの支援が必要です。

基本方針

- 1 健康づくりの支援

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	%	68.6	72.0	82.0

施策の体系

【施策の目標】

生涯を通じた健康づくりの推進

【事業展開の基本方針】

1 健康づくりの支援

【主な取組】

(1) 校区単位の健康まちづくりの推進

(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止

(3) 栄養改善・食育の推進

(4) がん検診などの充実

(5) 歯と口腔の健康づくりの推進

事業概要

【(1) 校区単位の健康まちづくりの推進】

- ア 地域の様々なイベント等で、健康チェックや相談などを実施し、正しい生活習慣の普及啓発に努めます。
- イ 小学校区単位での健康課題を市民と共有し、地域で推進組織を立ち上げるなど、健康をテーマにしたまちづくりに取り組みます。

【(2) 生活習慣病などの予防・悪化防止】

- ア CKD（慢性腎臓病）、糖尿病、高血圧などの予防啓発に努め、早期発見から悪化防止までの段階に応じた総合的な対策を図ります。
- イ 生活習慣病の低年齢化を防ぐため、若い世代へ生活習慣病、食育などの啓発を強化します。

【(3) 栄養改善・食育の推進】

- ア 「食」の大切さの理解を深めるために、「食」に関わる関係者と協働で食育活動を展開するとともに、環境の整備を推進します。

イ 生活環境が変化する若い世代が食に関心を持ち、正しく理解できるよう啓発を図り、健全な食生活の実践に努めます。

ウ 地域に根ざした食育活動を強化するため、食生活改善をサポートする食生活改善推進員の育成に努めます。

【(4) がん検診などの充実】

ア 検診の必要性、早期発見・早期治療の重要性の啓発をさらに強化するとともに、受診しやすい検診体制づくりに努め、受診率向上を図ります。

【(5) 歯と口腔の健康づくりの推進】

ア 乳幼児期からのむし歯予防や高齢期の口腔ケアなど、ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進を図ります。

イ 8020（ハチマルニイマル）推進員の育成や地域の歯科保健活動の支援を行い、市民の口腔の健康づくり啓発に努めます。

第2節 安全・安心のための保健衛生の向上と医療体制の充実

現状と課題

本市では、衛生的な生活環境の確保や様々な健康被害から市民を守るための体制の整備を行うとともに、24時間体制で受診できる救急医療体制を構築してきました。

しかし、新型インフルエンザ等の新興感染症の発生の懸念や、重大な食中毒、食品への異物混入などの食の安全安心に関する様々な問題の発生により市民の不安は高まっています。

今後は、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるように、衣食住の衛生の向上、食中毒・感染症の予防や医療体制の確保が重要です。

特に、新興感染症発生時に迅速に対応するため、関係機関との情報共有と連携の必要性が高まっています。

また、動物愛護への社会的関心が高まり、動物に関する相談が続いており、動物愛護に対する市民の意識の向上が必要です。

基本方針

- 1 生活衛生の向上
- 2 人と動物との共生社会の推進
- 3 健康危機管理体制の充実
- 4 適切な医療を提供する体制の確保

検証指標

		単位	基準値		
			H27	H31	H35
食中毒の発生件数(暦年)		件	6	減少	減少
感染症患者発生数(暦年)	結核	人	124	100	82
	腸管出血性大腸菌・赤痢・腸チフスなどの3種感染症	人	14	11	8
休日夜間の診療体制		-	365日 24時間 の初期 救急体制	維持	維持

施策の体系

【施策の目標】

安全・安心のための保健衛生の向上と
医療体制の充実

【事業展開の基本方針】

1 生活衛生の向上

2 人と動物との共生社会の推進

3 健康危機管理体制の充実

4 適切な医療を提供する体制の確保

【主な取組】

(1) 生活衛生対策の推進

(2) 食の安全・安心の確保

(3) 墓地・斎場の適切な管理と指導

(4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの
推進

(5) 健康危機管理体制の強化

(6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進

(7) 適切な医療体制の確立

(8) 市立病院における質の高い医療サービスの
提供

事業概要

【(1) 生活衛生対策の推進】

- ア 生活衛生関連営業施設の指導や自主管理体制の確立支援を行います。
- イ シックハウスなど住まいの衛生相談による安心で快適な住まい環境を確保するとともに、害虫相談など、衛生的な生活環境の確保を進めます。

【(2) 食の安全・安心の確保】

- ア 営業施設などの重点監視指導や営業者の自主衛生管理の導入支援によって、食の安全安心の確保に努めます。

【(3) 墓地・斎場の適切な管理と指導】

- ア 市営墓地や斎場の適正な管理・運営を行います。
- イ 民営墓地などの管理及び適正な整備について指導を行います。

【(4) 動物愛護の普及啓発と適正飼養などの推進】

- ア 動物愛護推進協議会やボランティアなどと協働で、「犬猫の殺処分ゼロ」の取組を推進します。
- イ 動物愛護及び適正な飼育の普及啓発に努めます。
- ウ イノシシ・シカなどの有害鳥獣による被害防止対策の推進に努めます。

【(5) 健康危機管理体制の強化】

- ア 感染症や食中毒などの健康危機事象の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、情報の共有や訓練を実施します。

【(6) 感染症の予防対策と拡大防止対策の推進】

- ア 感染症の発生及びまん延を防止するため、予防接種の推進と感染症の正しい知識の普及啓発に努めます。

【(7) 適切な医療体制の確立】

- ア 救急医療体制の確保に努め、市民に適切な救急医療の利用に関する啓発を実施します。
- イ 住み慣れた地域でいきいきと暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療・介護の連携を推進します。
- ウ 医療の安全と信頼性を高めるため、医療安全対策の監視指導を強化します。

【(8) 市立病院における質の高い医療サービスの提供】

- ア 地域における他の医療機関と連携を図りながら、周産期医療やがん医療等の高度で専門的な医療、救急医療、助産施設としての医療サービス、へき地医療などに取り組みます。

第3節 高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる環境づくり

現状と課題

本市の高齢化率は年々上昇しており、今後も更なる高齢化の進行が見込まれる中、要介護者や単身・高齢者のみの世帯に対する地域での支援の必要性が高まっています。

また、障がいのある人は年々増加傾向にあり、多様な支援と生涯を通した一貫したサービスが求められるとともに、だれもが互いに尊重し合いながら共に暮らしていける社会の推進に当たり、地域での支援の必要性が高まっています。

そこで、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、医療と介護の専門職同士の連携や認知症高齢者の生活を支える仕組みなど、地域全体で支援が必要な高齢者を支える体制づくりが重要です。

また、障がいのある人に対し総合的な支援を行うためには、地域社会における正しい理解のもと地域全体で支え合う環境づくりが必要であるとともに、相談体制の充実や適切な障がい保健福祉サービスの提供に努める必要があります。

基本方針

- 1 地域福祉活動の支援
- 2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援
- 3 障がいのある人の自立支援

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
65歳以上の元気な高齢者の割合(65歳以上人口の内、要介護・要支援の認定を受けていない者の割合)	%	78.46 (H26)	78.46	78.46
就労移行支援事業所などを通じて一般就労した障がいのある人の数	人	41 (H26)	63	63

施策の体系

【施策の目標】

高齢者、障がいのある人などが豊かに暮らせる健康づくり

【事業展開の基本方針】

1 地域福祉活動の支援

2 高齢者が安心して暮らせる生活の支援

3 障がいのある人の自立支援

【主な取組】

(1) 地域福祉活動の担い手への支援強化

(2) 地域包括ケアシステムの構築

(3) 高齢者の健康と生きがいづくり

(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

(5) 障がいに関する相互理解の促進

(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・支援の提供

(7) 安心して生活を営み社会参加できる環境づくり

事業概要

【(1) 地域福祉活動の担い手への支援強化】

ア 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を支援します。

【(2) 地域包括ケアシステムの構築】

ア 医療・介護専門職など職種間の連携強化を図り、在宅医療・介護サービス体制の構築を進めます。

イ 認知症高齢者やその家族への支援を充実させるとともに、認知症に対する理解の浸透を図ります。

ウ 高齢者がいつまでも安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスやひとり暮らし高齢者などへの福祉サービスを適切に提供します。

【(3) 高齢者の健康と生きがいづくり】

- ア 高齢者の健康で活力ある暮らしを支えるため、就労や社会参加の機会を提供します。
- イ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域での健康づくりや介護予防の取組を推進します。

【(4) 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上】

- ア 要介護認定の迅速化、介護サービス従事者の質的向上や介護人材の確保などに取り組みます。

【(5) 障がいに関する相互理解の促進】

- ア 障がいのある人に対する偏見や差別意識を無くし、相互理解を深めるため、正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。
- イ 市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。

【(6) 当事者のニーズに沿った適切なサービス・支援の提供】

- ア 相談支援事業所、福祉サービス事業所など関係機関との連携強化により、障がいのある人が身近な場所で適切な支援を受けられるよう、地域の相談体制づくりを進めます。
- イ 障がいのある人が地域で生活できるように、障害福祉サービスなどの充実を図ります。
- ウ 医療的ケアを必要とする難病患者や重度の障がいのある人への医療機関と連携した支援の充実を図ります。

【(7) 安心して生活を営み社会参加できる環境づくり】

- ア 災害時に障がいのある人が安全に避難できるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。
- イ 障がいのある人の雇用に関する企業意識の高揚を図り、就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。
- ウ 障がいのある人がスポーツや文化芸術活動を通して社会参加できる機会を積極的に提供します。

第4節 社会保障制度の適正な運営

現状と課題

本市の国民健康保険の財政運営は、高齢化の進行による医療費の増加など厳しい状況にあります。また、生活困窮者については、就労や多重債務、引きこもり、DVなど様々な相談が寄せられています。生活保護については、高齢者世帯の増加や厳しい社会経済情勢などの影響により微増傾向にあります。

そこで、国民健康保険会計の健全化、後期高齢者医療制度の円滑な運用や、国民年金制度の普及を進めていく必要があります。また、生活困窮者への就労・自立の適切な支援、生活保護制度の公平かつ適正な運用に取り組む必要があります。

基本方針

- 1 国民健康保険事業の健全な運営
- 2 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- 3 国民年金制度に対する理解と加入の促進
- 4 生活困窮者への適切な支援
- 5 生活保護制度の公平かつ適正な運用

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
国民健康保険給付費の対前年度の伸び率	%	2.6	2.6	2.6
生活保護から自立した人の割合	%	7.9 (H26)	7.9	7.9

※ 「国民健康保険給付費の対前年度伸び率」の基準値は、「熊本市国民健康保険会計収支推計」に基づくもの

施策の体系

【施策の目標】

社会保障制度の適正な運営

【事業展開の基本方針】

1 国民健康保険事業の健全な運営

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用

3 国民年金制度に対する理解と加入の促進

4 生活困窮者への適切な支援

5 生活保護制度の公平かつ適正な運用

【主な取組】

(1) 国民健康保険会計の健全化

(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援

(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実

(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進

(5) 生活保護受給者への適切な支援

(6) 不正受給防止対策の実施

事業概要

【(1) 国民健康保険会計の健全化】

- ア 徴収体制の強化により保険料収納率の向上を図るとともに、保険料改定により、会計の健全化を図ります。
- イ 特定健診、特定保健指導の受診率の向上に努め、生活習慣病の該当者やその予備群を減少させ、中長期的な医療費の適正化を図ります。

【(2) 後期高齢者医療制度の周知及び健康増進支援】

- ア 「市政だより」、「ふれあい出前講座」などにより、後期高齢者医療制度の周知・広報を行います。
- イ 後期高齢者該当前の特定健診（65歳～74歳対象）を推進することで、後期高齢者の健康増進を図ります。

【(3) 国民年金制度に関する周知・広報活動の充実】

- ア 「市政だより」などにより、国民年金制度の周知・広報を行います。
- イ 国民年金制度に関する相談業務を行います。

【(4) 生活困窮者への就労・自立支援の推進】

- ア 福祉相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、多様な課題を抱える相談者に対し、実情に応じた就労・自立支援を実施します。

【(5) 生活保護受給者への適切な支援】

- ア 生活保護対象者に対して、必要な支援を行うとともに、就労可能な被保護世帯に対してきめ細やかな就労支援を行います。

【(6) 不正受給防止対策の実施】

- ア 生活保護の不正受給を防止するため、丁寧な訪問活動を行うなど、制度の適正な運用に努めます。

第5節 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子育て世帯が孤立化することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。加えて、若年層の雇用状況の低迷や仕事と子育ての両立の困難さ等も背景に、未婚化、晩婚化、出生率の低迷などに伴う少子化が進行しています。

また、障がい、児童虐待、子どもの貧困など、子ども本人や家庭の状況その他の事情により、社会的に支援の必要性が高い子どもたちが顕在化しています。

そこで、若年層が心理的・経済的な不安や負担感なく、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができるような支援が必要です。

また、社会的に支援が必要な子どもや家庭に対して、個々の事情に応じた支援を適切に講じる必要があります。

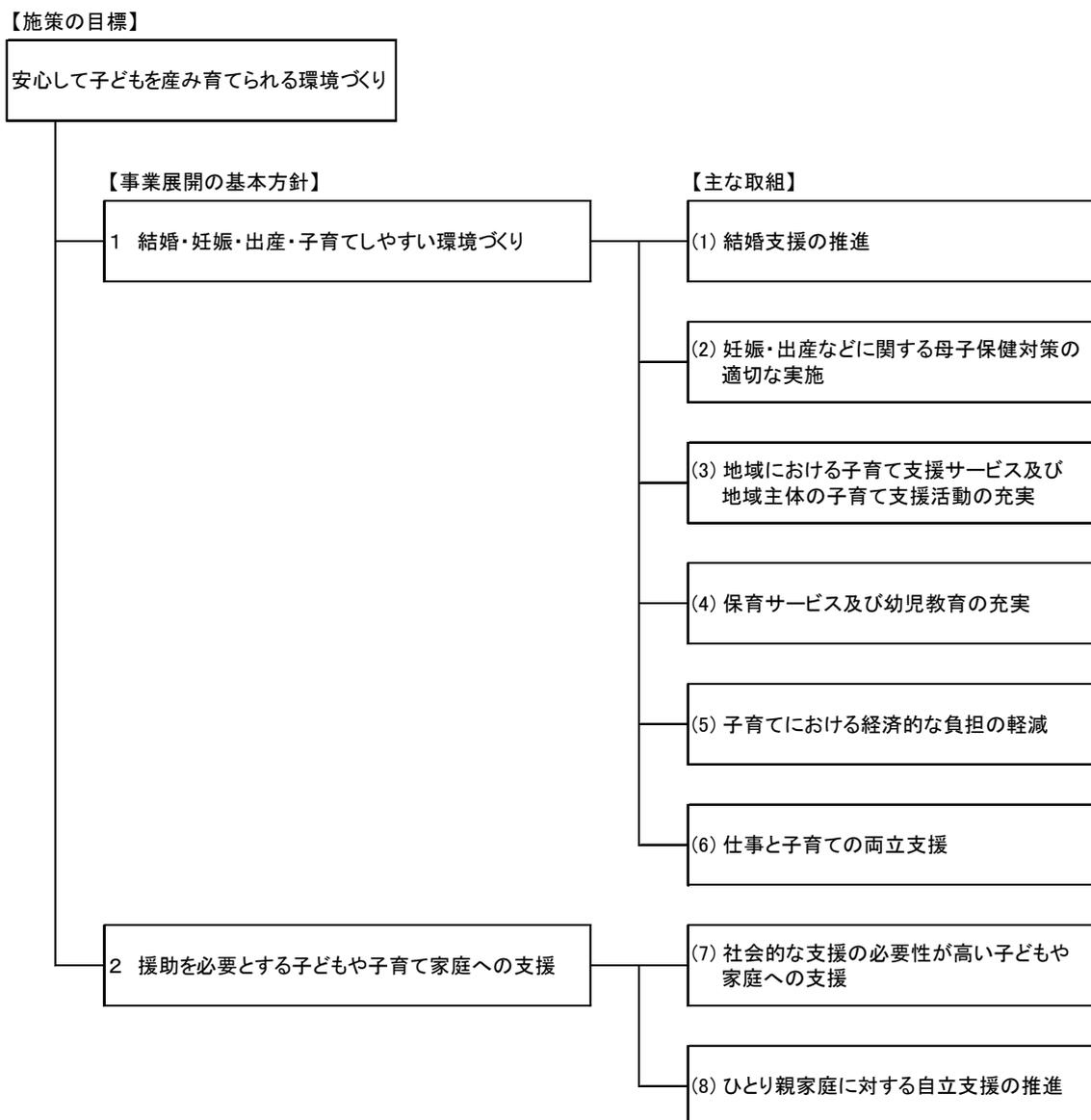
基本方針

- 1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり
- 2 援助を必要とする子どもや子育て家庭への支援

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
出生数(暦年)	人	7,039	7,000	7,000

施策の体系



事業概要

【(1) 結婚支援の推進】

ア 若年層や未婚者に対する結婚から子育てまでに関する情報の提供や出会いの機会につながる支援を行います。

【(2) 妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施】

ア 母子保健相談・指導事業や健康診査などの母子保健対策を適切に実施します。

【(3) 地域における子育て支援サービス及び地域主体の子育て支援活動の充実】

- ア 子育て支援センターなどを拠点とした子育て環境の整備や育児相談の充実による子育て世帯の不安解消を図ります。
- イ 子育て支援ネットワークや地域の子育てサークル・子育て支援団体の活動支援・育成を図り、地域との連携協力を推進します。

【(4) 保育サービス及び幼児教育の充実】

- ア 待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。
- イ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実を図ります。

【(5) 子育てにおける経済的な負担の軽減】

- ア 児童手当の支給を行うとともに、子ども医療費の助成など経済的支援を充実させます。

【(6) 仕事と子育ての両立支援】

- ア 子育てしやすい職場環境の整備促進や、父親の育児参加を支援します。

【(7) 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援】

- ア 児童虐待の発生予防、早期発見及び児童への適切な支援を行います。
- イ 里親の拡充及び児童養護施設などの小規模化を推進し、家庭的な養育環境の整備を図ります。
- ウ 障がい又は障がいの疑いのある子どもに関する相談、診察、検査、初期の療育などの支援を行います。

【(8) ひとり親家庭に対する自立支援の推進】

- ア ひとり親家庭への子育て・生活支援や就業支援、経済的支援などの充実を図り、ひとり親家庭に対する自立支援を推進します。

第4章 豊かな人間性と未来へ飛躍できる力を育む教育の振興

少子高齢化、価値観の多様化、経済的格差の拡大など社会は著しく変化しており、子どもたちを取り巻く環境についても、いじめの社会問題化や少年による重大事件、インターネットを通じたトラブルなど、多くの課題を抱えています。また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

このような中、規範意識や社会性、思いやりの心、自立心等を育み、生涯を通して健康で生きがいのある人生を求める意識の高揚とともに、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得と、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が重要となっています。また、学校はもとより、家庭や地域の教育力を高め、子どもたちの健やかな成長を支える仕組みづくりが求められています。

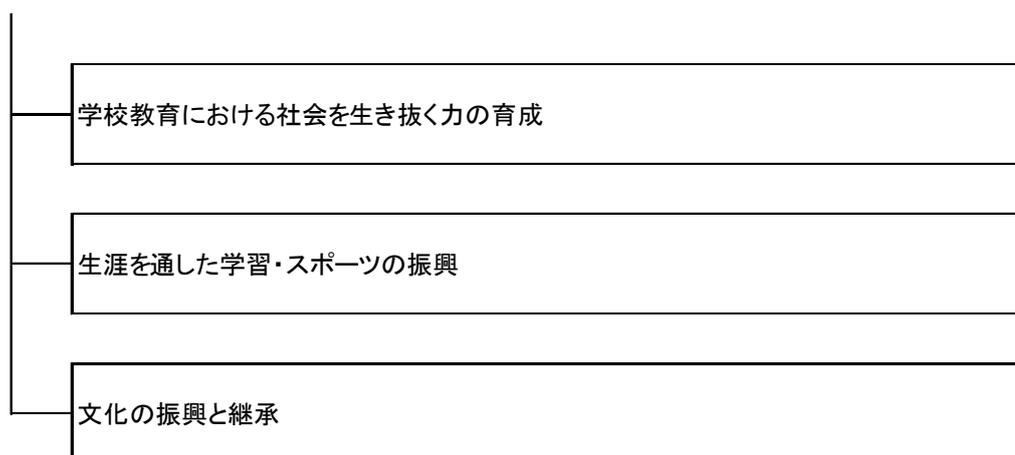
そこで、未来を担う子どもたちが、自らの力で未来へはばたくことができるよう、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体などを備えた子どもたちを育成する教育を推進します。

また、保護者や子どもが相談しやすい体制の充実や、学習に集中できる学習環境の整備を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちを育むための取組を進めていきます。

さらに、市民一人ひとりが豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を楽しむ機会の充実など生涯学習活動を支援します。

加えて、熊本城をはじめとする史跡、天然記念物など、本市に残る貴重な文化財を適切に保全するとともに、歴史や自然学習などへの活用を図ります。

政策の体系



第1節 学校教育における社会を生き抜く力の育成

現状と課題

家庭や地域の環境変化、自然体験活動の機会等の減少など様々な要因により、子どもたちの規範意識の低下や社会性の不足、学習意欲の低下傾向などが指摘されており、体力も依然として低い水準にあります。また、少子化や地域のつながりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下するとともに、学校においても、いじめや不登校、子どもたちの安全確保などの教育課題が生じています。

そこで、豊かな人間性や確かな学力、健やかな体づくりなど、社会を生き抜くたくましさを備えた子どもたちを育成するために、子どもたちへの支援の充実、教職員の指導力向上を図る必要があります。また、学校・家庭・地域社会の連携を図りながら、子どもたちが個性や能力を伸ばすことのできるような学校教育や安全で良好な教育環境の充実に努める必要があります。

基本方針

- 1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進
- 2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
- 3 安全で良好な教育環境の整備

検証指標

		単位	基準値	目標値	
			H27	H31	H35
全国学力・学習状況調査の本市平均正答率(%)と全国の比較	小学6年生	ポイント	▲0.6	0.2	1.0
	中学3年生	ポイント	1.2	1.6	2.0

施策の体系

【施策の目標】

学校教育における社会を生き抜く力の育成

【事業展開の基本方針】

1 徳・知・体の調和のとれた教育の推進

【主な取組】

(1) 豊かな心を育む教育の推進

(2) 確かな学力を育む教育の推進

(3) 健やかな体を育む教育の推進

2 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充

(5) 教育相談体制の充実

(6) 特別支援教育の推進

3 安全で良好な教育環境の整備

(7) 最適な学習環境の整備

(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実

(9) 家庭や地域社会との連携の強化

事業概要

【(1) 豊かな心を育む教育の推進】

- ア 感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育の充実を図ります。
- イ 社会的・職業的自立に向けた力と豊かな人間性を育むために、キャリア教育、自然体験や勤労体験などの体験的学習の充実を図ります。
- ウ 人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を育て、自分を大切にするとともに、他の人を大切にすることを教育の充実を図ります。

【(2) 確かな学力を育む教育の推進】

- ア 少人数学級や少人数指導など、きめ細かな指導を通して、自ら学ぶ楽しさや分かる喜びのある授業づくりを進め、学力の向上を図ります。
- イ 校内研修や派遣研修などを実施するとともに、本市を担う若手教職員の育成を強化しながら、教職員の指導力の向上を図ります。
- ウ 国際理解、ICTの活用能力や環境など、社会の変化に対応した教育を充実させ、子どもたちの意欲・関心を高めるとともに個性や能力を伸ばします。

【(3) 健やかな体を育む教育の推進】

- ア 生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、子どもの基本的な生活習慣を育成するとともに、食育を推進します。
- イ 運動の楽しさに触れ、運動習慣の確立につながるような取組を進め、子どもたちの体力の向上を図ります。

【(4) 教員が子どもと向き合う時間の拡充】

- ア 学校を取り巻く様々な課題解決の支援を行う体制を充実させ、教員が子どもと向き合う時間の拡充を図ります。
- イ 学校におけるマネジメント力を強化するための新任管理職を中心とした研修プログラムや、校務支援の充実を図るなど、効果的・効率的な学校運営を推進します。

【(5) 教育相談体制の充実】

- ア いじめや不登校等の教育に関する相談に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携を図りながら、課題解決に取り組みます。

【(6) 特別支援教育の推進】

- ア 特別な教育的支援を要する子どもたちに適切な支援を行うため、教職員の専門性の向上や個別の指導計画の作成・活用などを通して、支援体制の充実を図ります。

イ 市立特別支援学校高等部及び小・中学部の整備を進めます。

【(7) 最適な学習環境の整備】

ア 小中学校のエアコン整備や校舎の老朽化対策、施設の改善により、安全で良好な学習環境の整備を進めます。

イ 子どもたちが豊かな人間関係を築き、最適な環境で学習できるよう、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化を進めます。

【(8) 子どもたちの身近な安全対策の充実】

ア 学校内外における子どもたちの安全確保を図るため、地域社会や関係機関と連携して、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境整備を進めるとともに、防災教育などの安全教育の充実を図ります。

【(9) 家庭や地域社会との連携の強化】

ア 地域の実態に応じたより良い学校運営ができるよう、学校支援ボランティア制度などの活用を通して、家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。

第2節 生涯を通じた学習・スポーツの振興

現状と課題

地域社会の抱える課題が複雑化・多様化する中、心の豊かさや生きがいのための学習、新たな知識や技術の習得など、様々な学習活動の機会や、生涯にわたりスポーツを親しむことができる機会の充実を求める市民のニーズが高まっています。

そこで、市民の生活向上や自己の充実・啓発のため、多様な学習機会の提供を行うとともに、学習の成果を適切に社会にいかす仕組みづくりが必要となります。また、市民が豊かなスポーツライフを送ることができるための環境整備や情報発信を進める必要があります。

基本方針

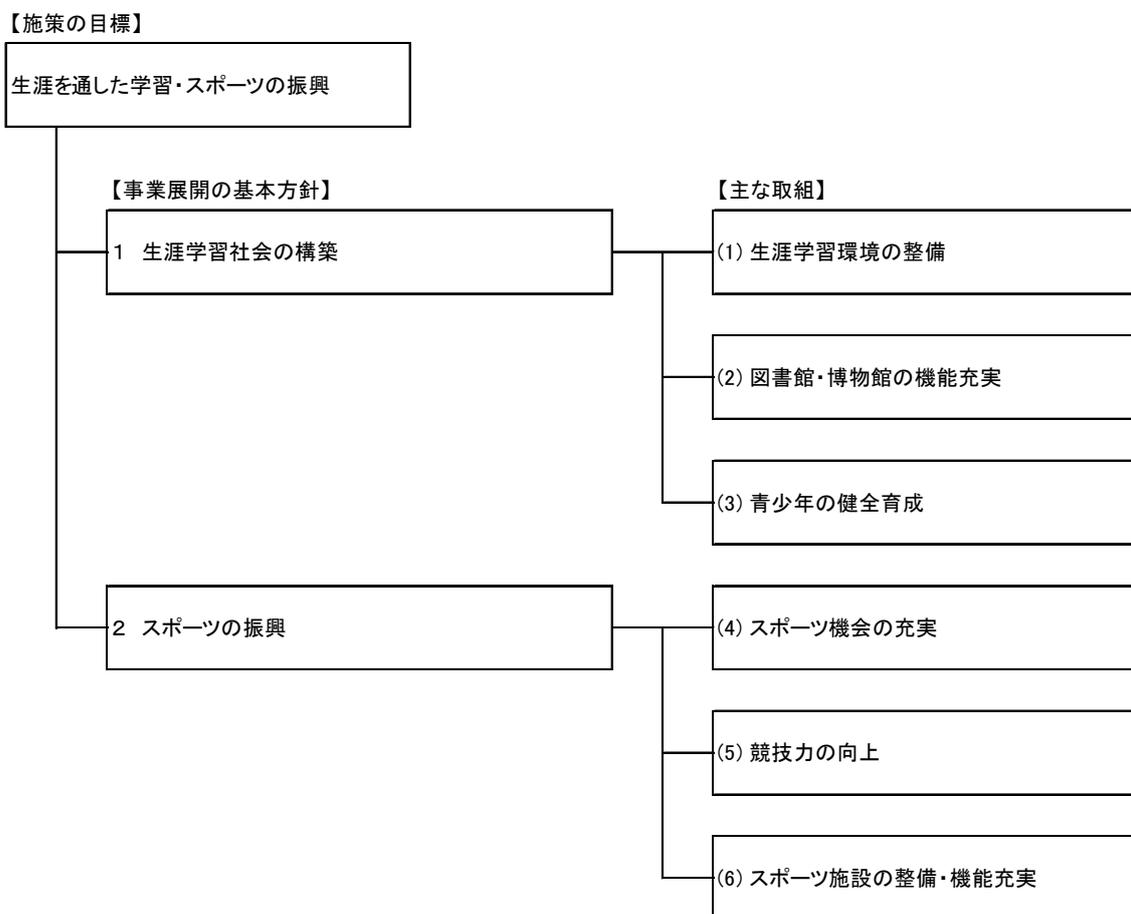
- 1 生涯学習社会の構築
- 2 スポーツの振興

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
過去1年間に生涯学習を行った市民の割合	%	28.6	40	50
週1回以上(1回30分以上)のスポーツ(軽い運動を含む)をしている市民の割合	%	53.5	58	62

※ 生涯学習とは人々が、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や、公民館における講座等の社会教育などの学習機会に限らず、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボランティア活動などにおけるさまざまな学習活動のこと

施策の体系



事業概要

【(1) 生涯学習環境の整備】

- ア 民間団体などとのネットワークの強化を図り、多様な学習情報の収集・提供に努めます。
- イ 家庭教育に関する講座など市民のニーズに応じた学習機会を積極的に提供します。
- ウ 公民館などにおいて市民が学習成果をいかせる機会や場を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動を支援します。

【(2) 図書館・博物館の機能充実】

- ア 図書資料の充実・サービスの向上などに取り組み、読書しやすい環境の整備を進めます。また、読書活動啓発の取組を進め、読書活動の振興に努めます。
- イ 博物館のリニューアルを実施し、展示環境の改善や展示内容の充実を図ります。また、市民のニーズに対応した企画展の開催や、県・学校などと連携した事業展開により魅力ある博物館を目指します。

【(3) 青少年の健全育成】

- ア 中学生の地域交流や冒険遊び場（プレイパーク）の開催など、地域交流の機会や活動拠点の充実を図ります。
- イ 児童が放課後などを安全安心に過ごすため、放課後児童クラブの充実を図ります。

【(4) スポーツ機会の充実】

- ア 多様なスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動を支援します。

【(5) 競技力の向上】

- ア 競技団体等の指導者養成を支援するとともに、スポーツリーダー（指導者）の派遣により、スポーツ愛好者から競技者まで個人の体力や技術力に応じた運動メニューの提供などを進めます。

【(6) スポーツ施設の整備・機能充実】

- ア 既存スポーツ施設の機能改善により、多様化するスポーツコンベンションや市民ニーズへの対応及び市民の利便性の向上を図ります。
- イ 公共施設予約システムの有効活用により、市民の利便性向上を図ります。

第3節 文化の振興と継承

現状と課題

本市は、一人ひとりが心の豊かさを実感できる暮らしの実現を目指し、文化振興に関する様々な取組を進めてきました。

また、本市には、特別史跡熊本城跡や池辺寺跡など多くの歴史的文化遺産があり、それらの調査・研究を進めるとともに、計画的な保存・整備・活用に努めてきました。

地域のつながりを大切にする中、市民一人ひとりが文化に親しめるよう、伝統文化の継承や新たな文化芸術に触れ合う機会の提供が必要となっています。

今後とも市民と協働して、文化財の適正な保存・整備・活用に努めるとともに、関係機関との連携を図り、本市の歴史的文化遺産を広くいかしていく必要があります。

基本方針

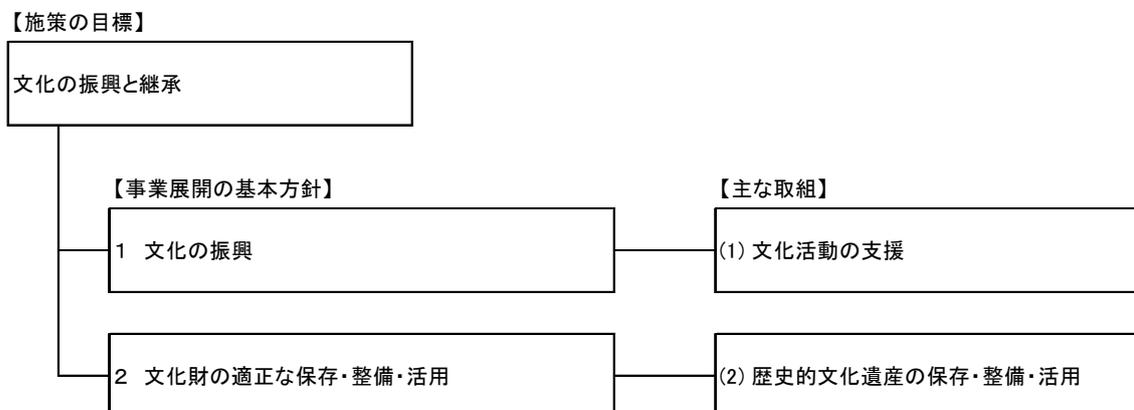
- 1 文化の振興
- 2 文化財の適正な保存・整備・活用

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
文化に親しんでいる市民の割合	%	35.7	46	50

※ コンサートや演劇・舞踊等の鑑賞、茶道・華道・舞踊などの習い事、公民館講座などへの参加、熊本城などの名所旧跡や美術館・図書館等を訪れる、又は、文化芸術活動の指導を行っているなど

施策の体系



事業概要

【(1) 文化活動の支援】

- ア 伝統芸能の後世への伝承はもとより、様々な文化芸術の分野において、次代の担い手の育成に取り組みます。
- イ 地域の公民館や学校等で、邦楽や伝統工芸などの出張公演を行うことで、文化芸術に接する機会の少ない人たちに鑑賞機会を提供します。
- ウ 市民会館や現代美術館等の文化施設において、魅力あるコンサートや企画展、講演会などを開催し、文化芸術の発信基地と位置づけた管理運営を行います。
- エ 地域の文化団体などとの連携により新たな芸術文化を創造し、これをいかしたまちづくりに取り組みます。

【(2) 歴史的文化遺産の保存・整備・活用】

- ア 市民共有の歴史的文化遺産を調査するとともに、適正に保存・整備・活用し、後世に継承していきます。
- イ 貴重な文化遺産である埋蔵文化財の保存に努めるとともに、必要な発掘調査を行います。
- ウ 熊本城跡を総合的に調査研究し、その調査研究成果について広く情報発信を行います。

第5章 誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応

私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然環境や都市環境を良好に保全することによって支えられています。

しかし、都市化の進行により、清らかな地下水や豊かな緑など、誇るべき自然環境が損なわれつつあり、また、人々の生活において発生する廃棄物に含まれる資源物の多くが依然として活用されることなく処分されています。

地球環境においても、温暖化の進行、生物多様性の損失、資源の枯渇など、人類の存続に関わる問題が年々顕著化、深刻化してきています。

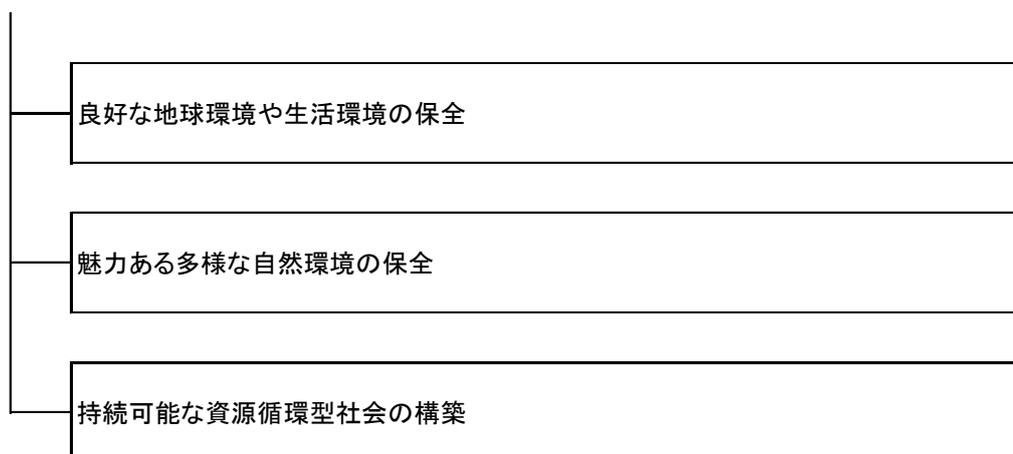
市民の環境に対する意識は徐々に向上してきているものの、日々の生活における環境に配慮した実践活動につなげていくためには、市民や市民団体などとの協働が不可欠です。

また、清らかな地下水や緑豊かな自然環境は一旦損なわれるとその回復には長い年月が必要となるため、保全に向けた効果的な対策が急務となっています。さらに、地球温暖化も身近な問題と捉え、市民の環境保全活動の実践を促すため、環境に対する意識の醸成に取り組む必要があります。

そこで、市民が将来にわたって、本市の良好な環境を享受できるよう、地下水の質と量の保全、自然環境の保全や緑化の推進、ごみ減量・リサイクルの推進、ごみの適正処理、公共用水域の水質保全、大気汚染等の防止など、良好な生活環境を維持・形成します。

また、地球環境問題への対応や、生物多様性の保全に向けても、身近な問題と捉え実践行動につながるよう、市民への啓発を進めます。

政策の体系



第1節 良好な地球環境や生活環境の保全

現状と課題

近年、異常気象現象が頻発しており、市民の地球温暖化に対する関心が高まっていますが、温室効果ガス排出量は依然として高いままです。また、国内の大気環境は規制の強化によって改善してきているものの、大陸等からの汚染物質の流入などにより、PM2.5や光化学オキシダントの値は高い状態が続いています。

このように、エネルギー問題が注目される中、化石燃料を抑制し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減をさらに進めるため、省エネルギーや創エネルギーを推進する必要があります。また、良好な地球環境や生活環境を保全していくため、PM2.5等の危機管理事案に対しても、監視や調査を継続しながら発生原因などを解析していく必要があります。

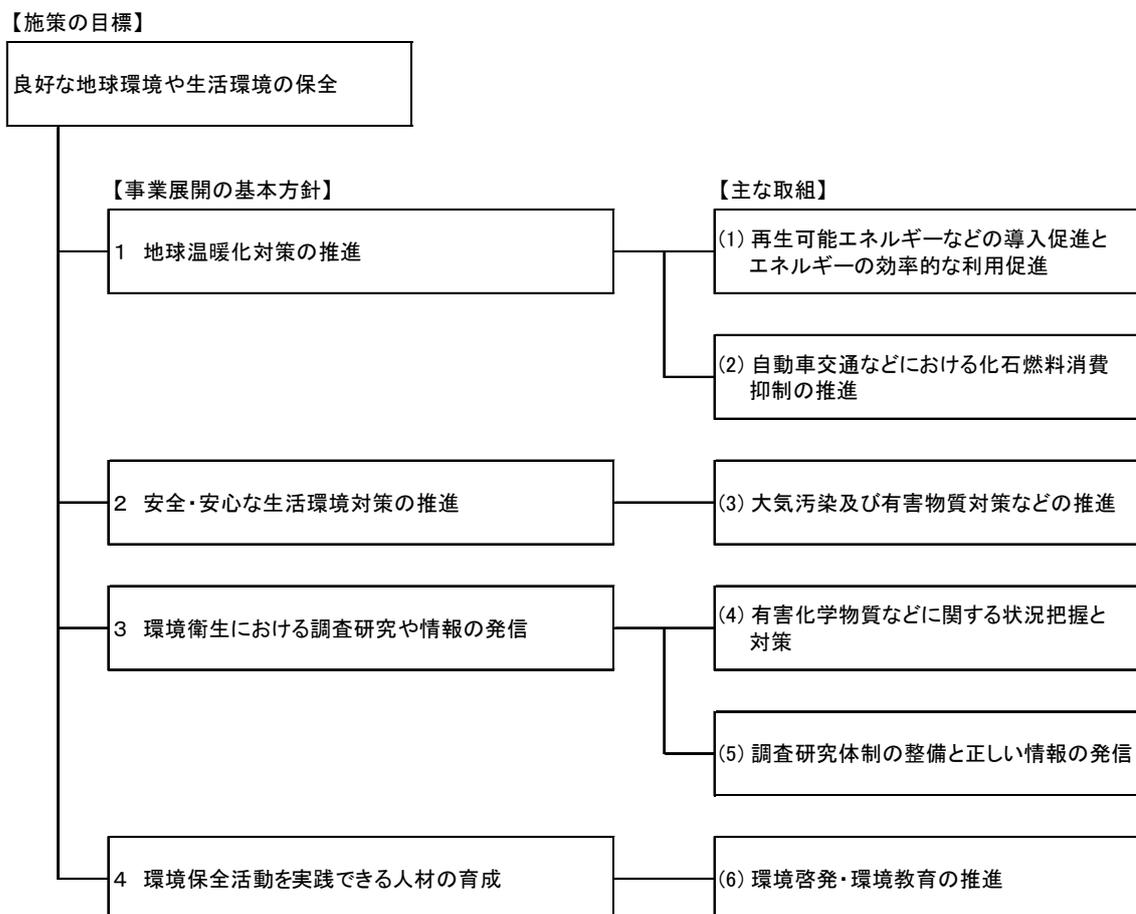
基本方針

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 安全・安心な生活環境対策の推進
- 3 環境衛生における調査研究や情報の発信
- 4 環境保全活動を実践できる人材の育成

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
温室効果ガス排出量	千トン	5,481 (H25)	4,263	3,745
事業場公害苦情発生件数(大気・騒音・振動・悪臭)	件	115 (H26)	110	100

施策の体系



事業概要

【(1) 再生可能エネルギーなどの導入促進とエネルギーの効率的な利用促進】

- ア 公共施設への省エネルギー化・創エネルギー化を進めます。
- イ 太陽光発電システムと併設した家庭用燃料電池や蓄電池、HEMSの導入による住宅・建築物のスマート化を進めます。

【(2) 自動車交通などにおける化石燃料消費抑制の推進】

- ア 水素社会実現に向け、電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車及び家庭用燃料電池の普及を図ります。
- イ 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の利用しやすい環境整備を進めます。

【(3) 大気汚染及び有害物質対策などの推進】

- ア 大気や有害物質を常時監視することで状況把握に努めるとともに、市民へ迅速に情報を提供します。
- イ ばい煙や騒音・振動に対する指導などを行います。

【(4) 有害化学物質などに関する状況把握と対策】

- ア 環境汚染物質、食品や感染症の検査と最新情報を収集し、汚染の未然防止や拡大防止に努めます。

【(5) 調査研究体制の整備と正しい情報の発信】

- ア 環境や保健衛生の様々な問題へ対応できるよう検査体制を整備し、科学的な情報を分かりやすく市民に提供します。

【(6) 環境啓発・環境教育の推進】

- ア 環境啓発イベントなどを通して、幅広い年代に対し、環境への関心を高め実践行動につながる取組を行います。
- イ 市民・市民活動団体や行政が連携して利用できる環境ポータルサイトを構築し、環境保全活動の実践を促します。
- ウ 市民団体による環境保全活動や地域活動を支援し、環境について考える機会を提供し実践行動につなげます。
- エ 小・中学生や親子などを対象とした「体験型」の環境学習会や市民のニーズに応じた出前講座を実施します。

第2節 魅力ある多様な自然環境の保全

現状と課題

本市では、地下水をはじめとする豊かな自然が市民の暮らしに恵みをもたらしていますが、都市化の進展により地下水かん養域の減少や硝酸性窒素による水質の悪化などが進行しています。また、開発や放置竹林の拡大、外来種の侵入などにより本来の豊かな自然環境が失われつつあります。

地下水汚染の喫緊の課題である硝酸性窒素削減対策や地下水量の保全是、広域的な取組が必要であることから、関係機関などと連携した対策を推進していかねばなりません。

また、豊かな自然を後世に引き継ぐために、生物多様性について地域の資源としての適切な保全と活用の取組を社会全体で進めていくことが不可欠です。

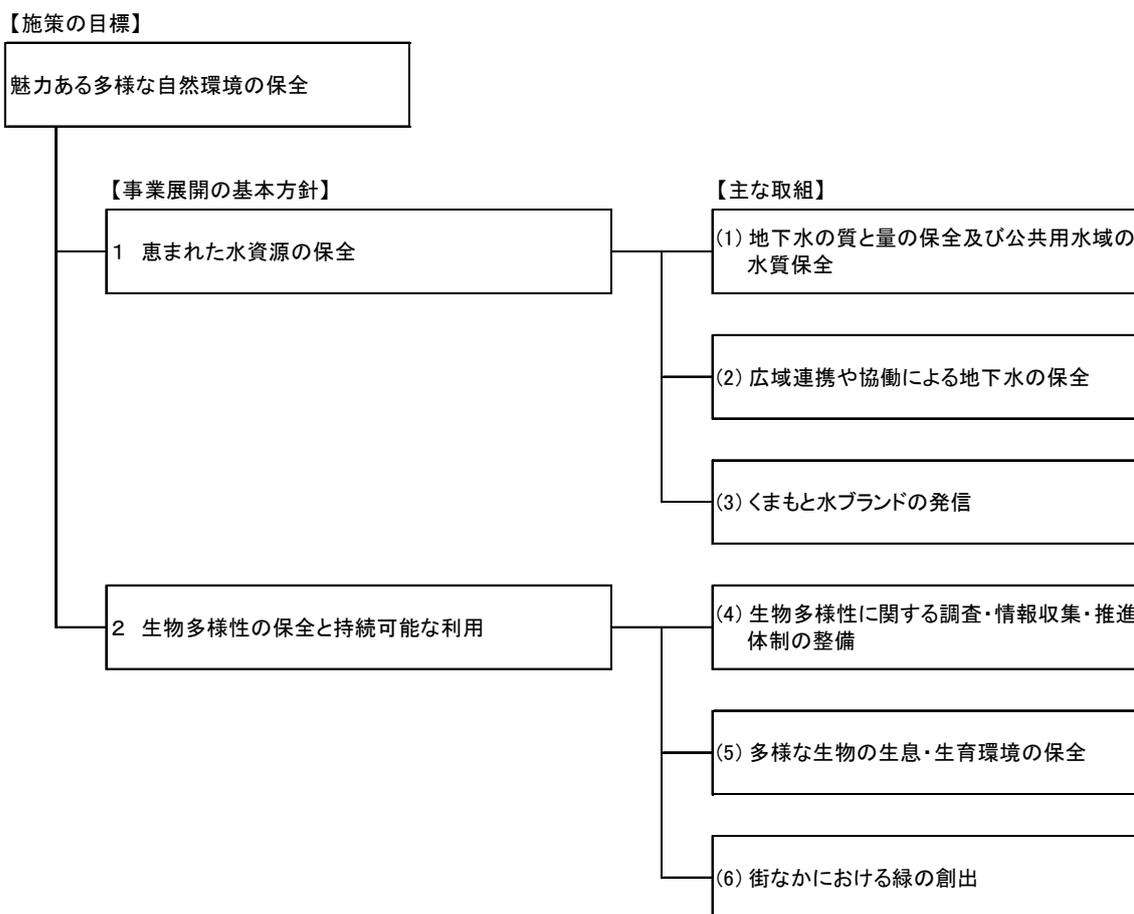
基本方針

- 1 恵まれた水資源の保全
- 2 生物多様性の保全と持続可能な利用

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
地下水位が横ばい又は上昇した井戸(対象観測井33本)の本数(暦年)	本	28 (H26)	上昇	上昇
硝酸性窒素濃度の傾向が横ばい又は低減した井戸(指標井戸20本)の本数	本	6 (H26)	上昇	上昇
生物多様性という言葉の意味を知っている人の割合	%	13.8 (H26)	25	30

施策の体系



事業概要

【(1) 地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全】

- ア 地下水の硝酸性窒素削減対策や、地下水浄化対策などの水質保全を推進します。
- イ 地下水量を保全するため、水源地域において森林づくりや転作田を活用した地下水かん養事業を推進します。
- ウ 節水型社会を構築するため、年間を通して節水市民運動を展開し、市民の節水意識の定着を図ります。

【(2) 広域連携や協働による地下水の保全】

- ア 地下水を共有する熊本地域の住民、事業者、行政などが一体となって地下水保全に取り組みます。

【(3) くまもと水ブランドの発信】

- ア 国際的に評価された地下水保全の取組を含めた「地下水都市・熊本」の魅力を広く内外に情報発信し、PRしていきます。
- イ くまもと「水」検定制度やくまもと水守制度の運営を通して、水保全活動を担う人材の育成を図ります。
- ウ 既存親水施設などの水資源の活用により「地下水都市・熊本」を印象づける空間を維持します。

【(4) 生物多様性に関する調査・情報収集・推進体制の整備】

- ア 生物多様性に関する情報を、効果的・効率的に収集・共有するための手法及びネットワーク体制を構築します。
- イ 関係部局・機関と連携した生物多様性に関する教育や自然体験活動などを通じた普及啓発を推進します。
- ウ 多様な主体と連携するための仕組みを構築し、地域資源としての生物多様性の適切な活用を推進します。

【(5) 多様な生物の生息・生育環境の保全】

- ア 環境保護地区・保存樹木を指定し、管理状況を把握し、適切な維持管理を促進します。
- イ 放置竹林対策として、効果的な管理手法の普及などを推進します。
- ウ 関係機関と連携し、外来種に対する計画的かつ効果的・効率的な対策を実施します。

【(6) 街なかにおける緑の創出】

- ア 生態系ネットワークの形成にも資する緑化などを推進します。
- イ 市電緑のじゅうたん事業や屋上等緑化・壁面緑化を推進します。

第3節 持続可能な資源循環型社会の構築

現状と課題

地球温暖化の進行や天然資源の枯渇などが深刻化する中、ごみを可能な限り減らすとともに、再利用できるものは再利用する「資源循環型社会」の実現が世界共通の課題となっています。本市のごみ処理量は、家庭ごみの有料化や効果的な啓発などによって減少傾向にあり、適正な処理体制の充実に取り組んできました。

今後とも、持続可能な資源循環型社会の実現に向け、分別の徹底や新たなリサイクル推進への取組、排出されたごみの適正処理などを通じてごみのリサイクル率を高めていく必要があります。

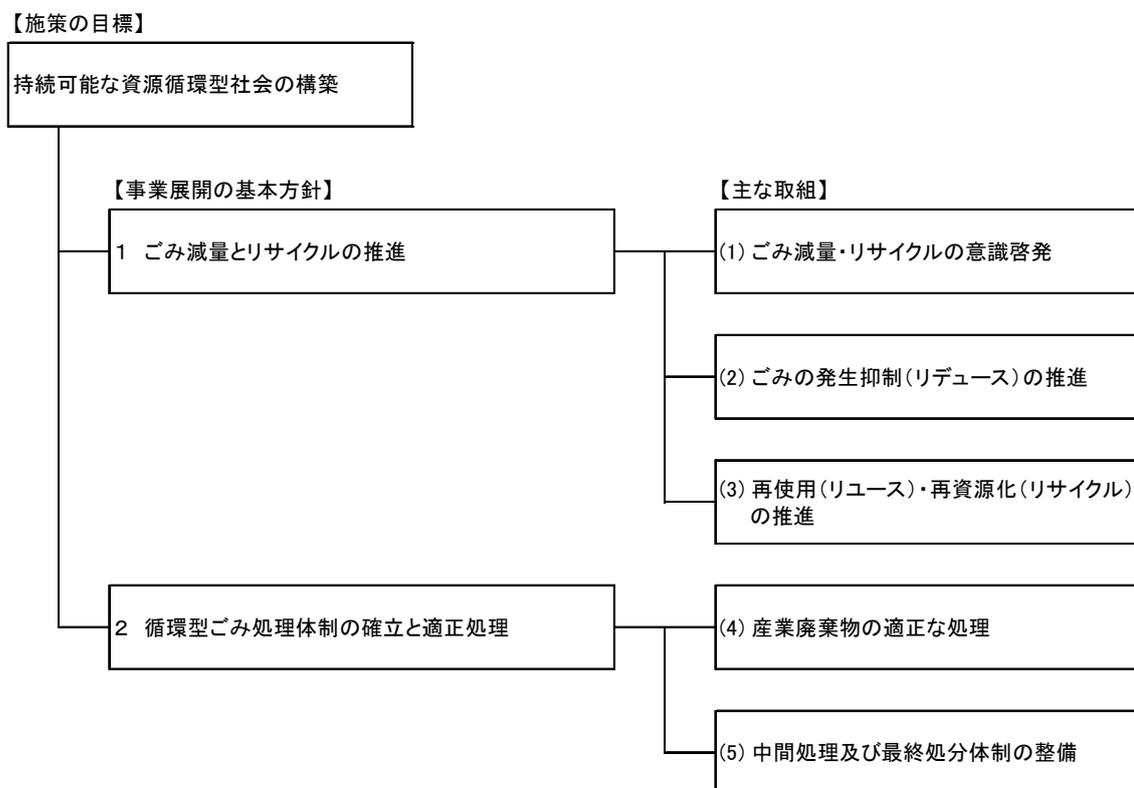
基本方針

- 1 ごみ減量とリサイクルの推進
- 2 循環型ごみ処理体制の確立と適正処理

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	924 (H26)	888	881 以下

施策の体系



事業概要

【(1) ごみ減量・リサイクルの意識啓発】

- ア ごみ減量・リサイクルを推進するため、市民及び事業者に対する啓発や学校などへの環境教育を充実させます。
- イ ごみ減量・リサイクルや環境美化推進のため、市民及び事業者の自主的な活動や地域団体・NPOなどの活動を支援します。

【(2) ごみの発生抑制（リデュース）の推進】

- ア 家庭ごみについては、グリーン購入や環境にやさしい店の推進、生ごみ処理機の購入助成などを実施します。
- イ 事業ごみについては、ごみ減量・リサイクル責任者の設置を促進するとともに、減量化に向けた指導を行います。

【(3) 再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の推進】

- ア リターンブル容器の使用促進活動を支援するなど、リユースを促進します。
- イ ごみ出しルールの周知徹底などによる分別の強化を図るとともに、集団回収の活性化や対象品目の追加によりリサイクルを推進します。
- ウ 持ち去り行為防止の徹底に向け、定期的にパトロールを行い、監視を強化します。

【(4) 産業廃棄物の適正な処理】

- ア 処理施設における排水・排ガスなどを監視し、適正処理を推進します。
- イ 排出事業者・処理業者に対して適正処理のための情報を提供し、必要な指導や監督を行います。
- ウ 山間地などの監視パトロールによる廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応を実施し、拡大を未然に防止します。

【(5) 中間処理及び最終処分体制の整備】

- ア 環境工場の効率的な運営や計画的改修により適正処理を継続し、資源・エネルギー回収と処分量の削減を図ります。
- イ 最終処分場での適正処理・処分を継続するとともに、搬入ごみの分別指導の徹底などによりごみの減容化を図ります。

第6章 経済の発展と熊本の魅力の創造・発信

経済のグローバル化の進展等により都市間競争が激しさを増す中、雇用情勢については改善傾向にあるものの、若い世代を中心に大都市圏への人口流出などが懸念されています。さらに、商工業では販売額などが減少傾向にあります。

一方で、近年は経済成長が続く東アジアからの観光客が増加しており、今後も世界規模のスポーツ大会開催などにより、世界各地から本市を訪れる外国人の増加が見込まれます。

経済の持続的発展のためには、地場企業の振興や販路拡大はもとより、食品産業などの今後の成長が期待できる産業を中心とし、振興を図る必要があります。さらには、地元での就職促進を図るため、創業支援や企業誘致などによる「雇用の場」の確保、そして、雇用環境を安定させるための「雇用の質」の向上が必要となっています。

また、国内外から熊本が訪問先に選ばれるためには、本市の強みである歴史・文化や、清らかな地下水に恵まれた食の魅力を生かして創造・発信しながら、観光ニーズの多様化・個性化や増大するMICEの需要に対応していく必要があります。

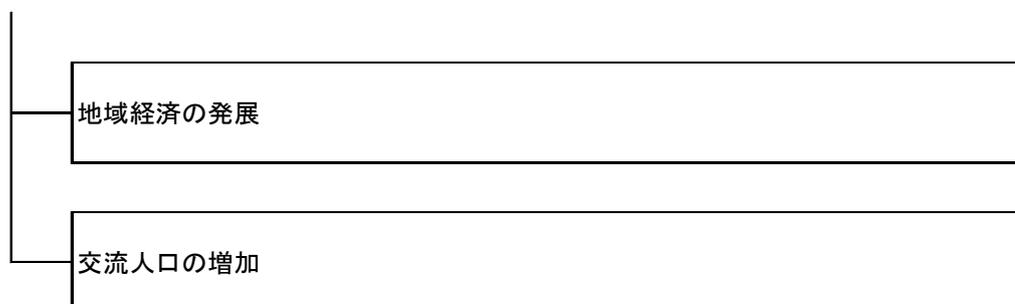
そこで、市民の就業機会が拡充し、生活基盤が安定するよう、地場産業の振興に努めるとともに、本市の特性をいかした創業や起業支援、企業の経営安定に向けた支援などに取り組めます。

特に、地場産業の競争力強化や地場製品の販路拡大、生産力の向上、さらには後継者等の人材育成等を支援するとともに、本社機能の熊本への移転を促進するなど、新たな活力を生み出す企業誘致を推進します。

また、熊本城をはじめとする観光資源の魅力向上や外国人観光客の受入体制を整備するとともに、地域の伝統文化を保存・継承しながら、新たな文化芸術を創造し、様々な魅力や情報を発信します。

さらに、学会・大会、コンサートなどの誘致や国内外との交流を促進し、九州観光の拠点都市はもちろん、国内外から認められるにぎわいのある都市を目指します。

政策の体系



第1節 地域経済の発展

現状と課題

地域間・企業間の競争が厳しくなる中、商店街通行量は横ばいで推移しているものの、商業の販売額は減少しており、製造品出荷額も世界金融危機以前の水準までには回復していません。

また、雇用情勢については、雇用のミスマッチや若年者の早期離職が多い等の状況はあるものの、政令指定都市移行後の企業立地件数の増加などの効果もあり、就職機会が拡大し、雇用環境は改善しつつあります。

そこで、地場企業の販路拡大等の推進はもとより、主要産業である食品産業や成長産業の振興を図るほか、関係団体との連携のもと、商店街の活性化に向けた取組を促進していくことが必要です。また、若者などの地元企業への就職促進や職業能力の向上支援による安定した雇用環境の形成のほか、更なる企業誘致活動や立地企業に対するフォローアップを行う必要があります。

基本方針

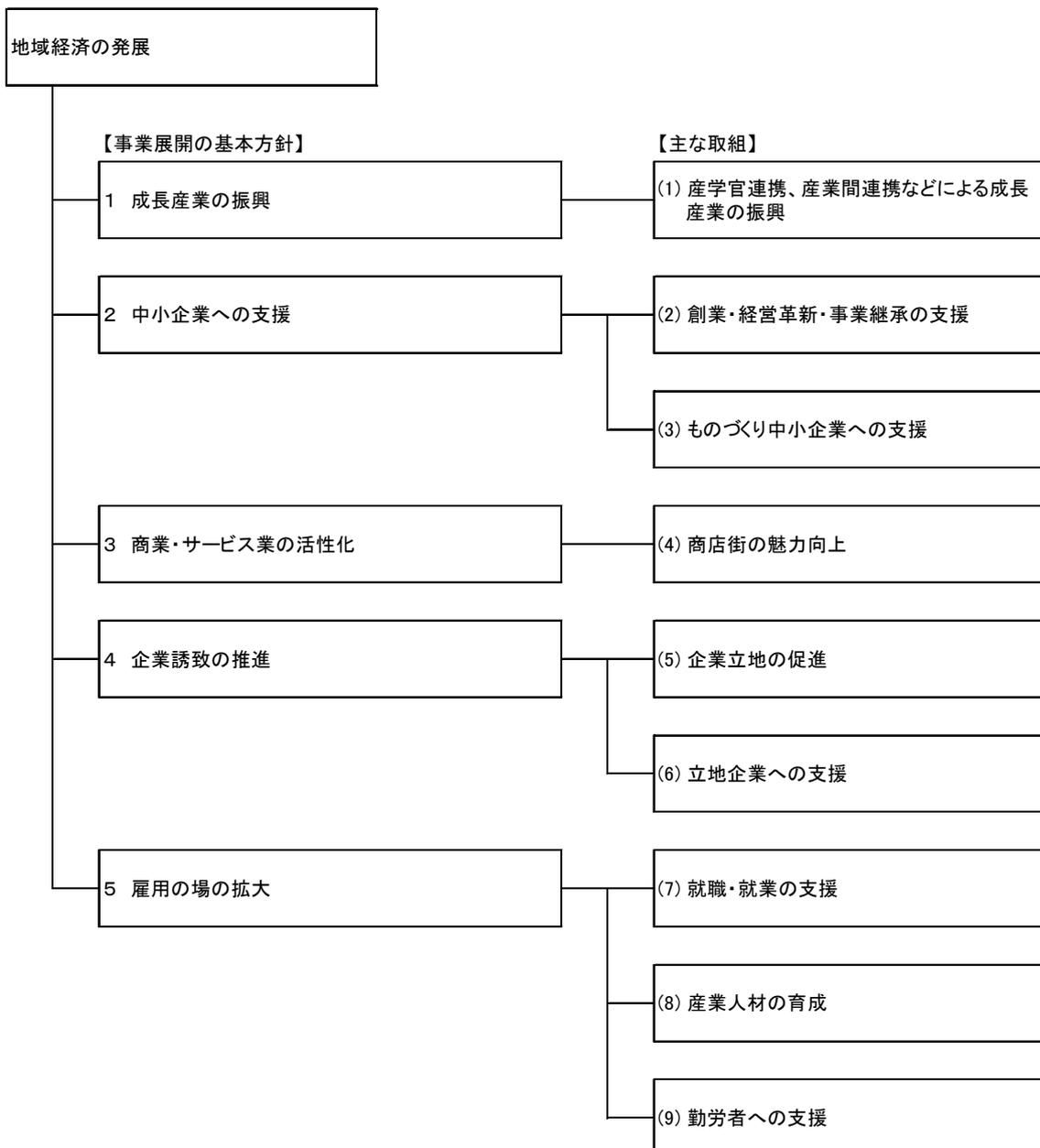
- 1 成長産業の振興
- 2 中小企業への支援
- 3 商業・サービス業の活性化
- 4 企業誘致の推進
- 5 雇用の場の拡大

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
市内総生産額	十億円	2,325 (H24)	2,541	2,692

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興】

ア 食品、医療・介護・健康、環境、クリエイティブの各産業で、産学官連携等による企業の技術革新、新分野進出などを促進します。

【(2) 創業・経営革新・事業承継の支援】

ア 森都心プラザビジネス支援センターを拠点に中小企業の経営改善や創業支援を行い、中小企業経営の基盤を強化します。また、商工会議所・商工会をはじめとした関係機関との連携を図ります。

【(3) ものづくり中小企業への支援】

ア インキュベータ施設を活用した創業支援のほか、見本市への参加促進など、企業の販路開拓を支援します。

【(4) 商店街の魅力向上】

ア 中心商店街のにぎわい創出や、商店街の特性をいかした活性化に向けた取組を促進します。

【(5) 企業立地の促進】

ア 本市の優遇制度や立地環境などをPRし、積極的に企業誘致に取り組みます。

【(6) 立地企業への支援】

ア 立地企業のフォローアップの一環として、懇話会などを開催し、立地企業間のネットワーク形成の支援を行います。

イ 市民向けにコールセンターやBPOセンター等の仕事を体験できる講座などを開催し、立地企業への就職を促進します。

【(7) 就職・就業の支援】

ア 若年者などの就業機会拡大を図るため、求人企業とのマッチングやUIJターンの促進に重点的に取り組みます。

【(8) 産業人材の育成】

ア 職業訓練などの実施により産業人材の育成に取り組みます。

【(9) 勤労者への支援】

ア 勤労者の福利厚生の実施を充実を図り、安心して働ける環境づくりに取り組みます。

第2節 交流人口の増加

現状と課題

近年、特別史跡熊本城跡等の歴史的文化遺産の活用に加え、観光ビザの条件緩和や円安、LCC航空便の就航などを背景に、国内のみならず海外からの観光客が増加しています。

一方、本市における学会・大会などのMICE開催件数は伸び悩み、九州においては福岡に集中している状況です。

このような中、2019年にはラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会をはじめとする、熊本における世界的なスポーツイベントの開催を控えており、本市は、多くの観光客が訪れ魅力ある都市として成熟していくための大変重要な時期を迎えます。

今後は、観光資源の更なる魅力を創造し、多様化・個性化するニーズへの対応などの観光客受入態勢の構築を進めるとともに、MICEの誘致促進や施設の充実、さらには滞在型観光の促進に取り組む必要があります。

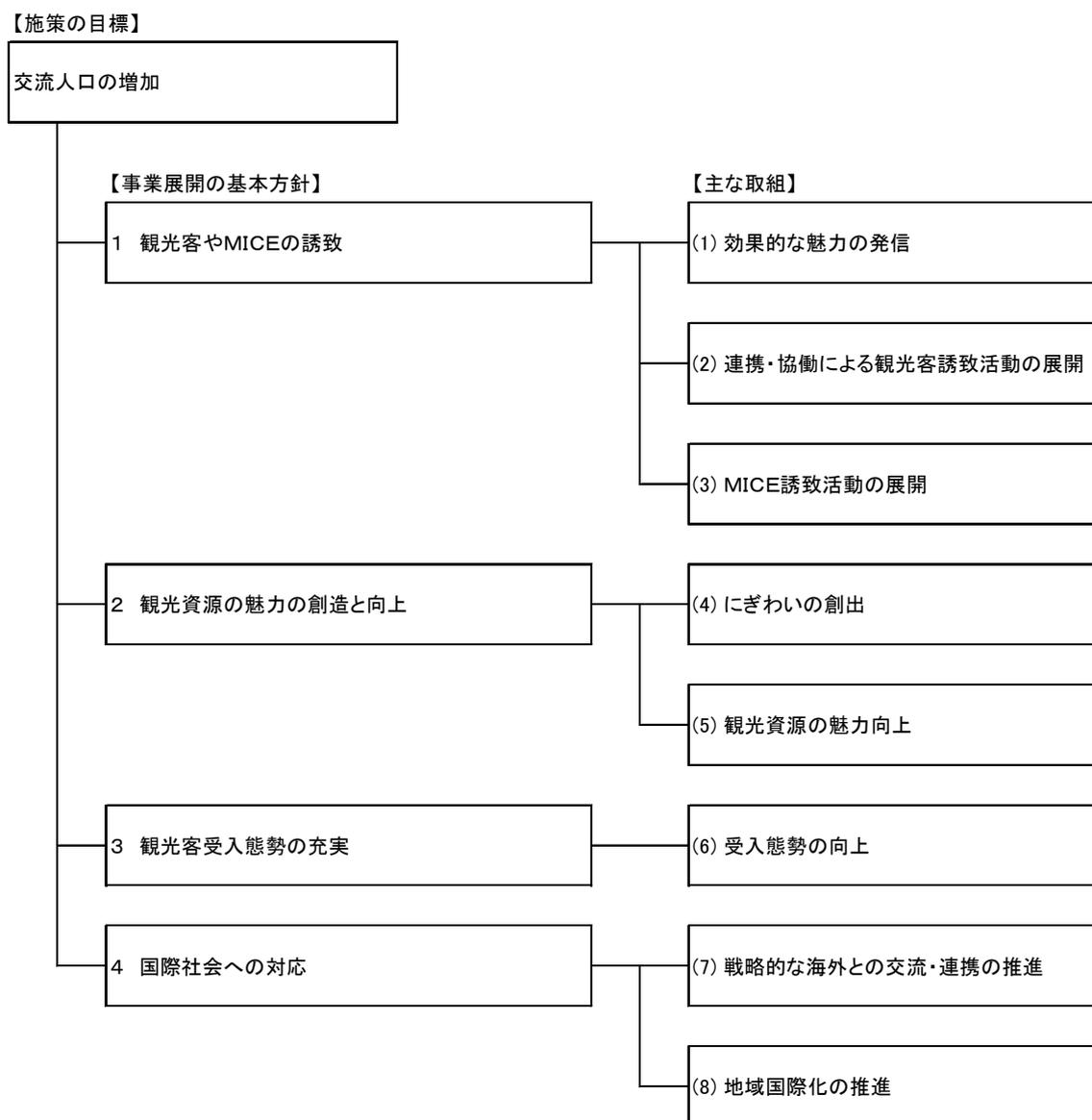
基本方針

- 1 観光客やMICEの誘致
- 2 観光資源の魅力の創造と向上
- 3 観光客受入態勢の充実
- 4 国際社会への対応

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
観光消費額(暦年)	億円	690	787	875

施策の体系



事業概要

【(1) 効果的な魅力の発信】

ア 公式ウェブ・SNS・映像コンテンツなどを活用し、本市の魅力を発信し知名度の向上を図ります。

イ 映像コンテンツの海外市場への出展や和食・伝統工芸のプロモーションなど、国のクールジャパン戦略と連動した情報発信を図ります。

【(2) 連携・協働による観光客誘致活動の展開】

- ア 近隣市町村と連携して、国内主要都市をターゲットとした誘致活動を行います。
- イ 県や他都市と連携して、海外における戦略的なプロモーションを実施し、国際的な知名度の向上と外国人観光客の増加を図ります。

【(3) MICE誘致活動の展開】

- ア (仮称)熊本城ホールの整備を進め、くまもとMICE誘致推進機構のネットワークを強化し、オール熊本によるMICEの誘致促進を図ります。
- イ 県や関係団体と連携し、国際・全国的なスポーツ大会やキャンプの誘致などに取り組みます。

【(4) にぎわいの創出】

- ア 中心市街地や水前寺江津湖一帯の魅力向上のため、花火大会などのイベントの開催を通じたにぎわいの創出を図ります。

【(5) 観光資源の魅力向上】

- ア 特別史跡「熊本城跡」の歴史的な魅力をいかし、城下町や中心商店街との回遊性の向上を図ります。
- イ 本市の強みである歴史・文化や清らかな地下水に恵まれた食の魅力等を観光資源として結びつけ、一体的なストーリーを構築し商品化するなど、多様な観光ニーズに対応した観光資源の磨き上げを進めます。
- ウ 動植物園において、生態観察の魅力創出に重点的に取り組み、隣接する江津湖の特性をいかした観光、自然、環境学習の拠点としての利活用を図ります。

【(6) 受入態勢の向上】

- ア 観光案内所の充実や、多言語対応の観光案内標識及び無料Wi-Fi環境などの整備に取り組み、外国人も含めた観光客の利便性の向上を図ります。

【(7) 戦略的な海外との交流・連携の推進】

- ア アジアとの共生・相互発展や、友好姉妹都市をはじめとする世界の先進都市との交流及び政策的な連携に取り組むなど、海外とのグローバルな交流を戦略的に進めます。

【(8) 地域国際化の推進】

- ア 市民及び在熊外国人に対し、異文化への相互理解を促進し、多文化共生のまちづくりに取り組むとともに、外国人にも訪れやすいまちを目指します。
- イ 長期的かつ多様な視点からグローバルな人材の育成を推進します。

ウ 県や大学コンソーシアム熊本などと連携し、留学生に対する生活及び教育・研究活動上の支援を充実させ、満足度を高めることで、留学生数の増加を目指します。

第7章 豊かな自然環境をいかした活力ある農水産業の振興

本市では豊かな自然条件をいかした多様な農業と水産業が営まれ、全国屈指の園芸産地を抱えるなど、高い農業産出額を誇っており、生産される良質な農水産物は幅広い関連産業を支えています。

しかしながら、農水産業を取り巻く環境は厳しく、安定的な収益の確保をはじめ、将来的な担い手の不足、土地改良関連施設の老朽化などの多岐にわたる問題を抱えています。

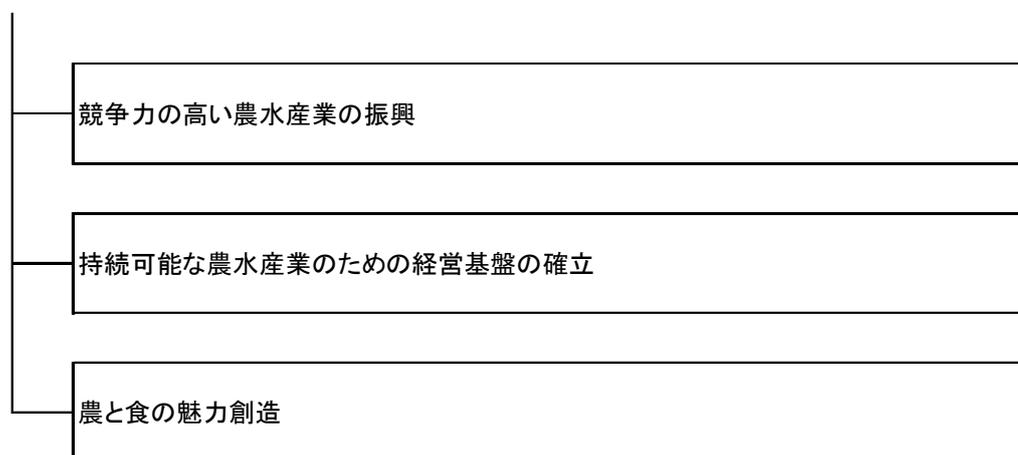
本市農水産業の強みである園芸農業を振興しつつ、特色ある産地の育成を支援するとともに、農漁業経営体の強化、生産基盤などの整備・保全を進めていくことが重要です。また、農と食の魅力を創造し、6次産業化・農商工連携の推進などによる農水産物の高付加価値とブランド化を進める必要があります。

そこで、安全で良質な農水産物を消費者に安定的、持続的に提供できるよう、後継者育成や担い手支援の体制を整備します。

また、農水産物のブランド化や6次産業化などにより競争力を高め、国内外への販路を拡大し、経営の安定化に向けた支援に取り組みます。

さらに、自然環境に配慮した循環型農業を推進するとともに、生産基盤の整備を進めます。

政策の体系



第1節 競争力の高い農水産業の振興

現状と課題

本市は全国屈指の園芸産地であり、なす、すいか、みかんなどの農産物は首都圏をはじめ全国に出荷されています。また、畜産業では、酪農、肉用牛、養豚など多様な経営が営まれ、県下でも有数の畜産都市となっています。水産業では、有明海の広大な干潟漁場と沖合漁場において、のり養殖業、採貝業などが盛んに行われています。

しかし、総じて販売価格の伸び悩みや生産経費の高止まりなど、厳しい経営環境下にあります。また、農水産業は、環境に負荷をかけるといった側面も有しています。

このような中、農水産物の生産及び出荷においては、一層の品質向上、低コスト化、生産性向上など多様な消費者・事業者ニーズへの対応が求められています。また、環境との調和を図るため、省エネに資する施設や技術の導入・普及、化学肥料・農薬の低減などが重要な課題として挙げられます。

基本方針

- 1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業の推進
- 2 稼げる畜産・水産業の推進

検証指標

		単位	基準値			目標値		
			H27	H31	H35	H27	H31	H35
農水産業の生産額(暦年)	農業産出額	億円	471 (H26)	478	486			
	漁業生産額	億円	60 (H25)	62	63			

施策の体系

【施策の目標】

競争力の高い農水産業の振興

【事業展開の基本方針】

1 園芸農業などの地域の特性をいかした農業の推進

2 稼げる畜産・水産業の推進

【主な取組】

(1) 消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大

(2) 安定した農業生産・集出荷の推進

(3) 環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進

(4) 収益性の高い畜産業の推進

(5) 漁業生産に係る支援

事業概要

【(1) 消費者・事業者ニーズに対応した良質な農産物の生産拡大】

ア なす、すいか、みかんなどの主力品目の生産を一層拡大するとともに、他の品目についても生産の拡大及び品質向上を推進します。

イ 優良品種や新規需要が見込まれる品目・品種などの導入を推進します。

ウ 生産現場における講習会等への支援や新技術の情報提供などにより、産地としての生産技術を維持・向上させます。

【(2) 安定した農業生産・集出荷の推進】

ア 農産物を安定生産するため、低コスト耐候性ハウスや省力化施設・機械の導入を促進します。

イ 集出荷施設や共同利用施設などの再編整備・維持管理を支援します。

ウ 農業における危機管理として、農業災害対策、家畜伝染病対策、病虫害対策、鳥獣被害対策などに取り組みます。

【(3) 環境に配慮した農業及び安全・安心な農産物づくりの推進】

ア 石油代替エネルギーや省エネに資する施設、技術の普及などにより循環型農業を推進します。

イ 適正施肥や家畜排せつ物の適切な処理などにより、地下水への硝酸性窒素負荷の低減を推進します。

ウ 化学農薬・化学肥料の削減や堆きゅう肥を用いた土づくりなどを推進し、安全・安心な農産物の生産を推進します。

【(4) 収益性の高い畜産業の推進】

ア 高品質な畜産物の生産に資する優良牛などの導入を推進します。

イ 飼料高騰対策として、耕畜連携による自給飼料の作付けなどを推進します。

【(5) 漁業生産に係る支援】

ア 温暖化など気象海況の変動に対応するため、養殖スケジュールの見直しを推進します。

イ 市場価値の高い魚種の種苗放流を推進して、水産資源の増殖を図ります。

ウ 漁場環境や干潟漁場の資源量などを調査して漁業者への情報提供を行います。

第2節 持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

現状と課題

全国的に高齢化が進む中、農水産業においても農漁業者の高齢化が進行しています。本市では、全国と比較して若年層や担い手が多い状況ではありますが、将来的には担い手の不足が懸念されます。また、基盤整備が進んでおらず生産性の低い地域や、高齢化などにより集落機能が低下している地域が一部で見受けられます。

今後は、新規の農漁業後継者の育成、担い手の確保が重要な課題となります。また、生産基盤や土地改良関連施設の整備、農地の集積・集約化とともに、農地、土地改良関連施設などの継続的な保全、施設や機械の長寿命化を推進する必要があります。さらに、T P Pなどのグローバル化への対応も求められています。

基本方針

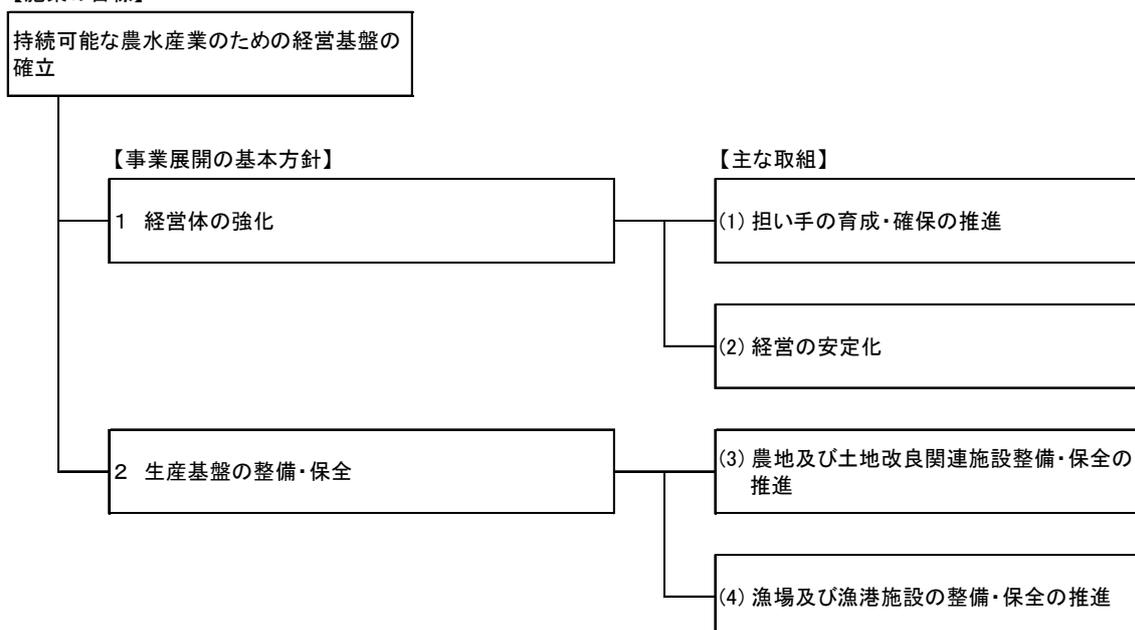
- 1 経営体の強化
- 2 生産基盤の整備・保全

検証指標

	単位	基準値		
		H27	H31	H35
販売農家1戸当たりの出荷額(推計)(暦年)	万円	895 (H26)	968	1,025

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 担い手の育成・確保の推進】

- ア 新規の農漁業後継者や認定農業者などの担い手を育成・確保しつつ、経営規模の拡大を支援します。
- イ 共同で営農を行う集落営農組織の育成を行い、法人化を支援します。
- ウ 若手や女性の農漁業者による研修会活動などを支援します。

【(2) 経営の安定化】

- ア 農地の有効利用や担い手への農地の集積・集約化を推進し、生産力を強化します。
- イ 国の制度資金や補助事業を活用し、経営の安定化や規模拡大を支援します。

【(3) 農地及び土地改良関連施設整備・保全の推進】

- ア 基盤整備事業、土地改良関連施設の整備・保全、農地の集積・集約化を推進します。
- イ 国の支援制度の活用等により集落機能を維持・活性化させ、農地・農道・水路などの保全を推進します。
- ウ 基盤整備や耕作放棄地の再生利用などの推進により、耕作放棄地の解消を推進します。

【(4) 漁場及び漁港施設の整備・保全の推進】

- ア 漁場再生や漁港施設の整備を推進し、生産性の向上や災害の発生を防止します。
- イ 漁港施設の適切な維持管理・補修・更新を行い、機能保全と長寿命化を推進します。
- ウ 使いやすい漁港を目指し、干潮時でも出入りできる水深の維持や船舶の係留施設の改良などを行うとともに、海岸環境を保全します。

第3節 農と食の魅力創造

現状と課題

本市では園芸品目を中心に高品質の農水産物が豊富に生産されていますが、大都市圏を中心に販売されることが多いため、地元農水産物に対する市民の認知度はあまり高くありません。一方で、消費者の農水産物や食への関心や期待は非常に高まっています。

市民の認知度を高めるためには、熊本市産の良質な農水産物に、生産地域、生産者、食文化等の多彩な情報を組み合わせた農と食の魅力の創造、市民への効果的な情報の発信などが重要です。また、6次産業化・農商工連携による農産物の高付加価値化やブランド化、販路拡大を進めていくことが求められています。

基本方針

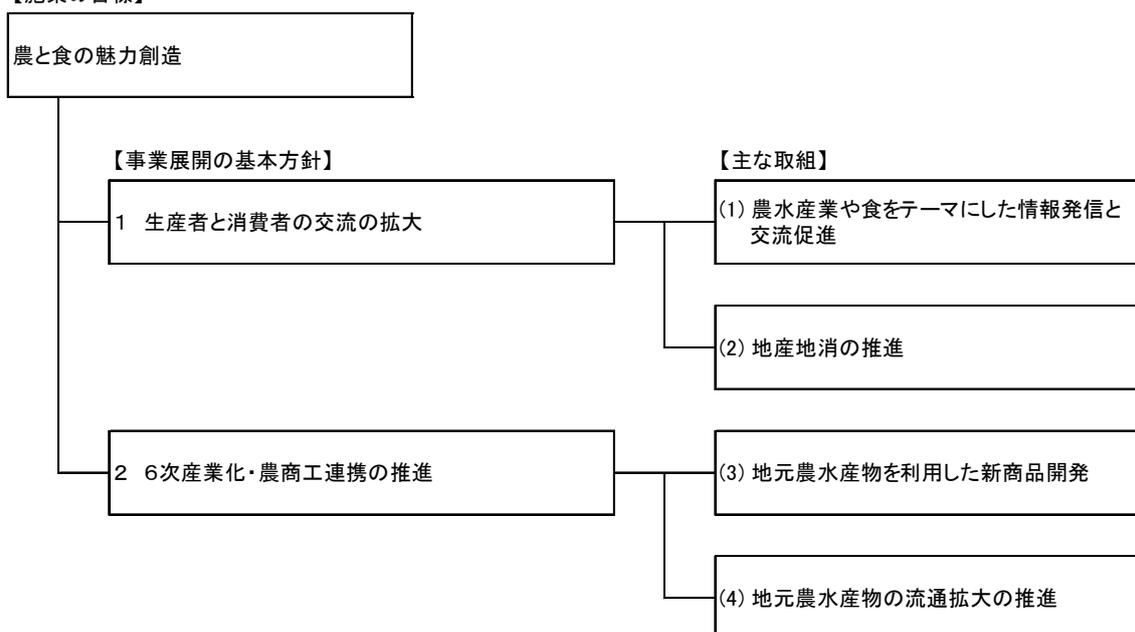
- 1 生産者と消費者の交流の拡大
- 2 6次産業化・農商工連携の推進

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
地元の農水産物を優先的に選ぶ市民の割合	%	82.1	上昇	上昇

施策の体系

【施策の目標】



事業概要

【(1) 農水産業や食をテーマにした情報発信と交流促進】

- ア 地元農水産物等を商談会やイベントなどで情報発信することにより、販路の拡大や食産業の振興につなげます。
- イ 農業体験交流、干潟体験等、生産者と消費者などとの交流を促進するイベントを実施します。
- ウ 自然環境、伝統文化、農地などの地域資源を活用した取組を支援し、地域活性化や定住にもつながる交流人口の増加を推進します。

【(2) 地産地消の推進】

- ア 直販所の拡充等により地元農水産物を購入する機会を市民などに提供することで、地域内流通と消費拡大を推進します。
- イ 学校給食等での地元農産物の活用、飲食店などと連携した地域内流通の仕組みづくりを推進します。

【(3) 地元農水産物を利用した新商品開発】

- ア 地元農水産物を利用した加工・新商品開発を支援し、未利用資源の活用や農産物の高付加価値化を促進します。
- イ 農家や事業者を対象としたセミナーや講習会を開催し、6次産業化や農商工連携に取り組めます。

【(4) 地元農水産物の流通拡大の推進】

- ア 生産者と飲食店及び流通業者などを直接つなぐ新たな形態の流通・消費を推進することにより、市農産物の国内外への流通拡大を図ります。
- イ 海外での商談会・展示会などに参加し、アジアをターゲットとした農水産物・加工品の販路拡大を図ります。
- ウ 大消費地における地元農水産物の効果的な販売・PR活動を推進します。

第8章 安全で利便性が高い都市基盤の充実

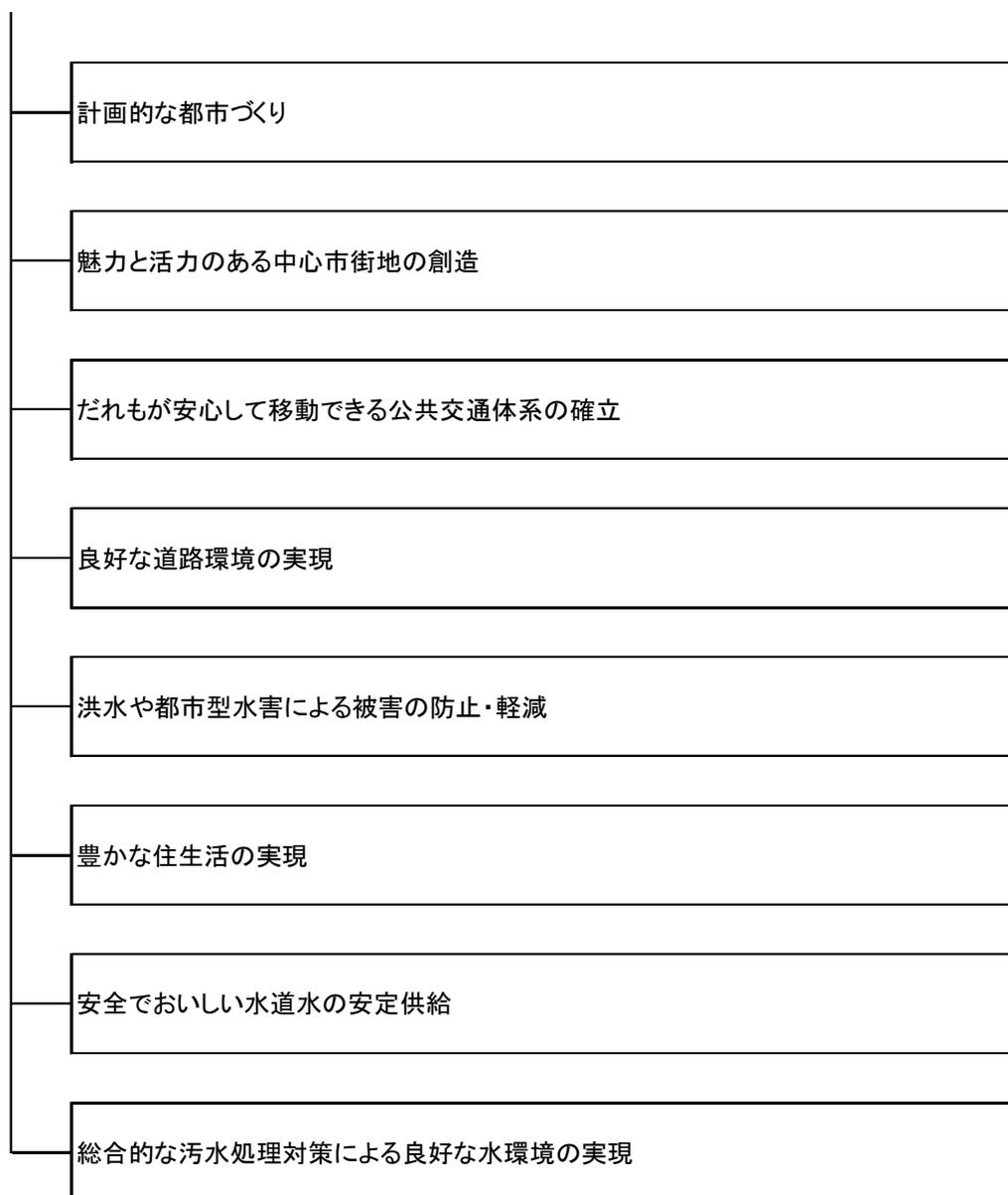
本格的な人口減少社会の到来が予想されており、今後は、高度経済成長期に拡大してきた市街地における人口密度の低下に伴い、公共交通、医療・福祉・商業など都市機能の維持が難しくなることが懸念されています。また、都市インフラの維持にかかる都市経営コストの増大により十分な市民サービスの提供が困難になるなど、都市活力が衰退する可能性も懸念されています。

このような中、都市に必要な機能はますます多様化しており、個性的で魅力的なまちづくりが求められています。また、利便性の高い生活環境を確保することはもとより、災害に強い都市基盤を充実させていく必要があります。

また、市民が安心して快適に暮らせるよう、災害に強く安全で秩序ある市街地の形成を図るとともに、道路、公園、上下水道、河川など都市施設の整備や良好な居住環境の形成に努めます。特に、既存ストックの利活用の観点から施設の長寿命化など効率的で適正な維持管理を推進します。

さらに、公共交通については、基幹公共交通の定時性、速達性等の機能を強化するとともに、利用しやすい生活路線の確保や交通不便地域、空白地域における交通手段の確保など、市民の移動の利便性向上に努めます。さらに、九州中央に位置する交流拠点都市にふさわしい幹線道路や広域交通網の整備を図ります。

政策の体系



第1節 計画的な都市づくり

現状と課題

九州の中核をなす交流拠点都市として発展を続ける中、今後は、人口減少・超高齢社会の到来により、商業や公共交通などの日常生活サービス機能の維持が困難になることが予想されます。

このため、中心市街地や地域拠点に様々な都市機能を維持・確保するとともに、中心市街地や地域拠点と連携した交通ネットワークの形成を図ることによる「多核連携都市」を実現し、持続可能な都市を形成していく必要があります。

また、地域の特性をいかした良好な景観の形成を総合的に推進し、歴史と文化にはぐくまれた熊本の美しい景観づくりが重要となっています。さらには、市民ニーズの多様化に対応した公園整備や、地域活動の拠点機能を備えた憩いの空間の充実などが求められています。

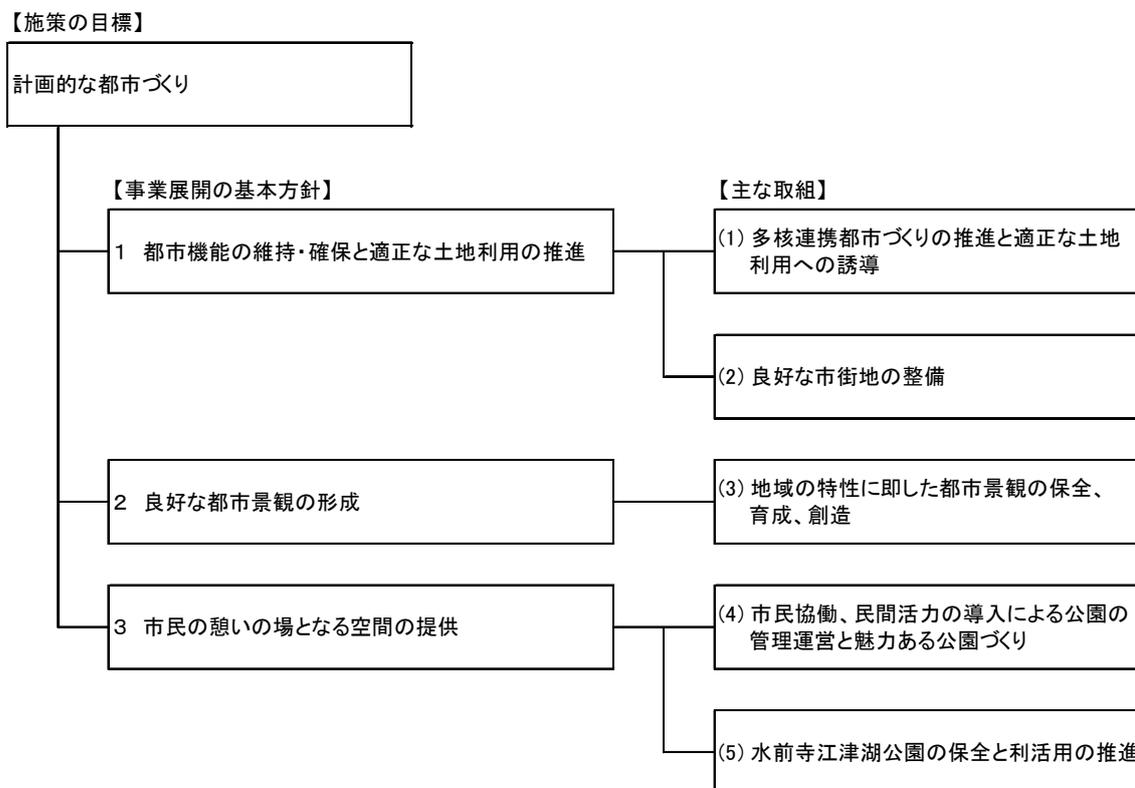
基本方針

- 1 都市機能の維持・確保と適正な土地利用の推進
- 2 良好な都市景観の形成
- 3 市民の憩いの場となる空間の提供

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
居住誘導区域内の人口密度(住民基本台帳ベース)	人/ha	60.7	60.7	60.7

施策の体系



事業概要

【(1) 多核連携都市づくりの推進と適正な土地利用への誘導】

- ア 暮らしやすさを維持向上させるため、多核連携都市の実現に向けた取組を推進します。
- イ 自然環境や農水産業と調和しつつ、土地利用計画制度を活用し、都市計画法に基づき適正に土地利用を誘導します。

【(2) 良好な市街地の整備】

- ア 土地区画整理事業への支援・指導を行うとともに、活力ある市街地整備を行います。
- イ 開発許可制度に基づき、適法・適正な審査、指導を行います。

【(3) 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造】

- ア 景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行います。
- イ 歴史的建造物等の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成を行います。
- ウ 屋外広告物条例に基づく、適正な許認可事務や是正指導を行います。

【(4) 市民協働、民間活力の導入による公園の管理運営と魅力ある公園づくり】

- ア 市民協働や民間活力の導入などによる管理運営を実施します。

- イ 公園不足地域の解消と既存公園の有効活用に取り組みます。
- ウ 防災拠点機能や地域活動の拠点機能という視点を踏まえ、幅広い年代が利用しやすい安全・安心で魅力的な公園を提供します。

【(5) 水前寺江津湖公園の保全と利活用の推進】

- ア 水前寺江津湖公園の保全と利活用を推進し、市民のみならず多くの利用者が憩える場の創出を図ります。

第2節 魅力と活力のある中心市街地の創造

現状と課題

近年、中心市街地の歩行者数は横ばいで推移しているものの、郊外大型店舗の立地などによる中心市街地の活力低下が懸念されています。このような中、熊本駅周辺部においては、九州新幹線の全線開業や熊本駅前東A地区市街地再開発等により「くまもとの玄関口」が形成されつつあり、また、中心部においては桜町地区の民間再開発や花畑地区の広場整備などが進められています。

中心市街地の活性化に当たっては、中心部と熊本駅周辺部双方の回遊性を高めるような一体的なまちづくりを進め、中心市街地全体の更なるにぎわい創出や魅力ある都市空間の形成を図る必要があります。

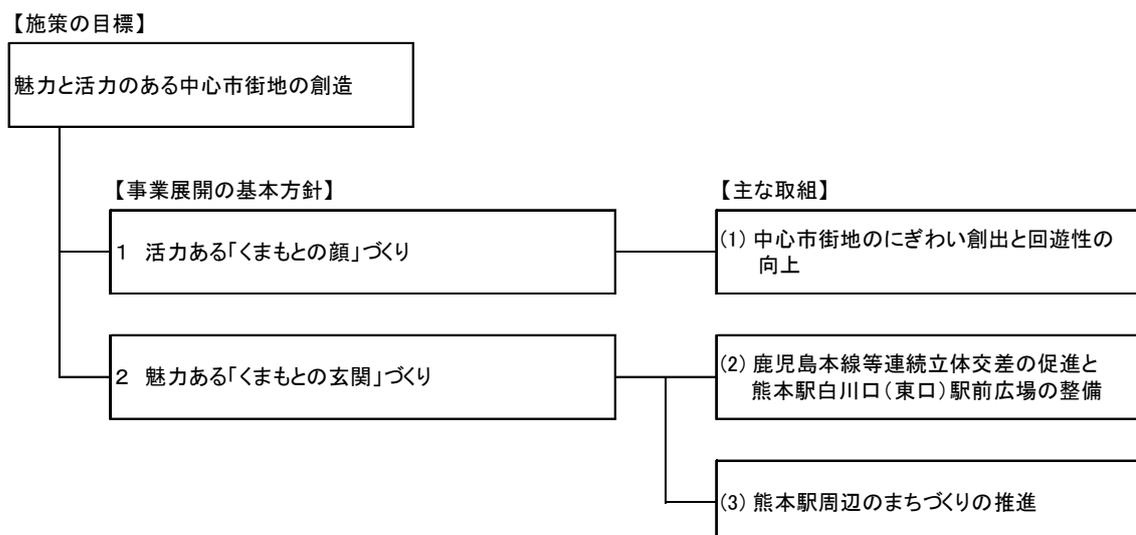
基本方針

- 1 活力ある「くまもとの顔」づくり
- 2 魅力ある「くまもとの玄関」づくり

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
中心市街地の通行量(中心商店街26地点、熊本駅前3地点の合計)	人	695,892	745,000	745,000

施策の体系



事業概要

【(1) 中心市街地のにぎわい創出と回遊性の向上】

- ア 中心市街地活性化協議会などと連携し、中心市街地の活性化を推進します。
- イ 中心市街地のにぎわい創出や回遊性の向上に寄与する民間再開発事業等の促進や広場などの整備を推進します。

【(2) 鹿児島本線等連続立体交差の促進と熊本駅白川口（東口）駅前広場の整備】

- ア 市街地の一体的発展と交通の円滑化を図るため、鹿児島本線などの連続立体交差を促進します。
- イ 連続立体交差の完成に合わせ、交通の円滑化や乗換え利便性の向上を図るとともに、熊本の陸の玄関口にふさわしい空間を備え、にぎわい創出の拠点となる駅前広場を整備します。
- ウ 連続立体交差で生まれるJRの高架下空間の有効活用を積極的に行うことにより、駅の利便性向上と地域の活性化を図ります。

【(3) 熊本駅周辺のまちづくりの推進】

- ア 熊本駅周辺の魅力あるまちづくりを進めるため、熊本駅西地区の土地区画整理により安全で快適な居住環境の形成を図ります。
- イ ユニバーサルデザインや緑のうるおい空間に配慮しながら魅力あるまちづくりを進めるとともに、良好な都市空間を創出するため、公共空間の整備に加えて、民有空間の開発誘導を行っていきます。

第3節 だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

現状と課題

超高齢社会の進行等により、今後、自家用車による移動が困難な人が増えていくことが予想される中、鉄道や市電、路線バスなどの公共交通機関が地域社会に果たす役割はますます重要となります。しかしながら、バス利用者を中心として公共交通機関の利用者数は減少傾向にあり、地域公共交通の維持・確保などが喫緊の課題となっています。

このような中、私たち一人ひとりが公共交通の担い手としての自覚を持ち、市民・事業者・行政等の適切な役割分担のもと、多核連携都市における公共交通ネットワークの再構築や公共交通機関の利便性の向上、利用環境の改善などに取り組み、将来にわたりだれもが安心して移動できる公共交通体系を確立していく必要があります。

基本方針

- 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
公共交通機関の年間利用者数	千人/年度	55,436 (H26)	55,302	54,933

施策の体系

【施策の目標】

だれもが安心して移動できる公共交通体系の確立

【事業展開の基本方針】

- 1 持続可能な公共交通網の形成及び公共交通の利便性向上

【主な取組】

- (1) 公共交通ネットワークの維持・再構築
- (2) 主要交通拠点などの整備促進
- (3) 公共交通機関の利用促進
- (4) 公共交通空白地域などへの対応

事業概要

【(1) 公共交通ネットワークの維持・再構築】

- ア 公共交通ネットワークの維持・確保に係る民間事業者への支援やバス路線の再構築などを推進することにより、持続可能な公共交通網の形成を目指します。
- イ 定時性の向上策や市電延伸などを検討し、中心部から各方面に伸びる基幹公共交通の機能強化を図ります。
- ウ 公共車両優先システム拡充や運行ダイヤの改善など公共交通機関の利便性を高めます。

【(2) 主要交通拠点などの整備促進】

- ア 熊本交通センターやJR熊本駅など主要交通拠点における公共交通機関相互の結節性を高めます。
- イ 中心市街地から放射状に伸びる各基幹軸の特性に応じ、多様な乗換拠点の整備検討を進めます。
- ウ 駅や空港、港湾など広域交通拠点の整備促進やアクセスの強化を図ります。

【(3) 公共交通機関の利用促進】

- ア 市民などに対して、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。
- イ 利便性の向上に向け、電停等の改良や、事業者などと連携したパークアンドライドやロケーションシステムの導入を進めます。

【(4) 公共交通空白地域などへの対応】

- ア 公共交通の利用が困難な公共交通空白地域などへのコミュニティ交通の導入及び導入支援に努めます。
- イ 公共交通網全体との整合を図りつつ、地域の実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入検討を進めます。

第4節 良好な道路環境の実現

現状と課題

本市では、慢性的な交通渋滞への対策として、環状道路をはじめとした幹線道路等を整備するとともに、歩行者や自転車が安全に道路を利用できるよう自転車専用通行帯等の整備や無電柱化などを進めています。また、市内中心部の放置自転車対策として放置禁止区域の指定や駐輪場確保に取り組んでいます。

今後は、幹線道路の整備やJR鹿児島本線等の連続立体交差と併せた周辺道路の整備、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人にやさしい道路空間の構築を推進する必要があります。さらには、老朽化の進む道路施設の適切な維持管理、中心部や郊外部における駐輪対策などにも取り組む必要があります。

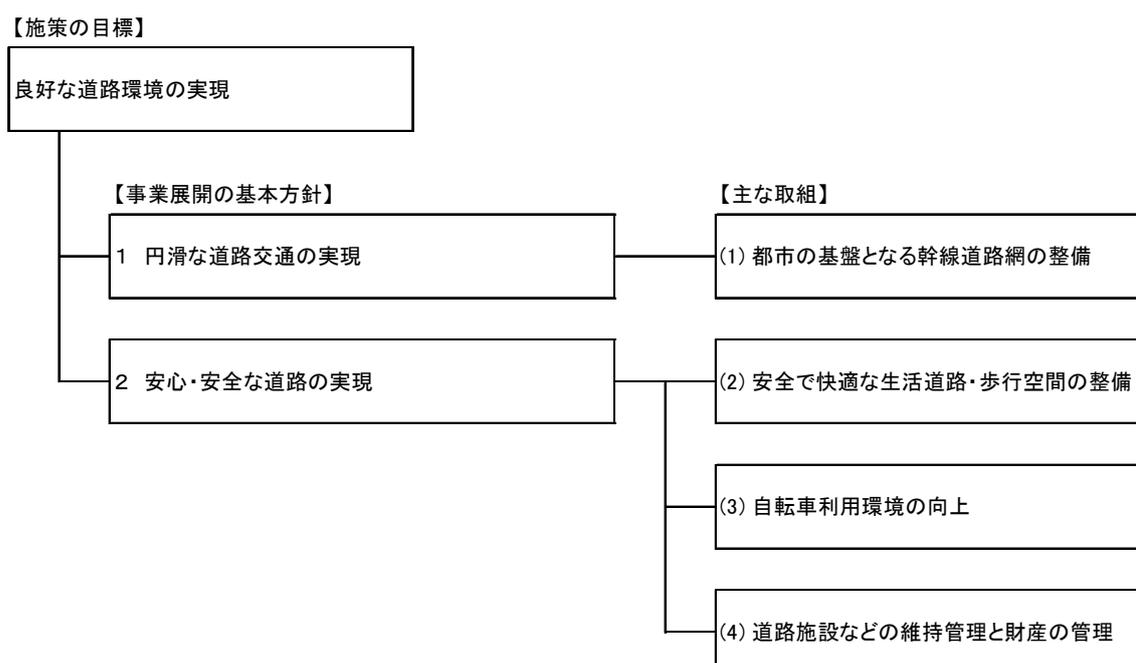
基本方針

- 1 円滑な道路交通の実現
- 2 安心・安全な道路の実現

検証指標

	単位	基準値		
		H27	H31	H35
渋滞時における自動車の平均走行速度	km/h	23.1	25.0	28.0

施策の体系



事業概要

【(1) 都市の基盤となる幹線道路網の整備】

- ア 熊本都市圏の骨格となる2環状1放射道路網やスマートインターチェンジの整備を国や県と連携し進めます。
- イ 都市計画道路や幹線道路の整備を計画的かつ効率的に進めます。

【(2) 安全で快適な生活道路・歩行空間の整備】

- ア 良好な生活環境を確保するための道路整備を進めます。
- イ 電線共同溝の整備を進め、災害に強いまちづくりと快適な歩行空間の創出を両立させます。
- ウ 人にやさしい道路空間の創出のため、歩道の整備やバリアフリー化などを進めます。

【(3) 自転車利用環境の向上】

- ア 自転車の利用促進及び歩道における歩行者の安全確保のため、自転車走行環境の整備を進めます。
- イ 民間による駐輪場運営を促進するとともに、駐輪場利用の促進のため駐輪場案内システムを運用します。
- ウ 放置自転車の解消と自転車利用者の駐輪マナー向上のための広報、啓発、指導などを行います。

【(4) 道路施設などの維持管理と財産の管理】

- ア 橋梁の長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を進めます。
- イ 幹線道路における舗装打換を計画的に進め、適切な維持管理を行います。
- ウ 道路施設（トンネル、案内標識、道路照明灯、街路樹、横断歩道橋、擁壁など）を点検し、適切な維持管理を行います。
- エ 道路や里道・水路の適正な財産管理を行うとともに、占用物の適正な管理・指導を行います。
- オ 道路台帳の計画的な整備及び適切な更新を行います。
- カ 地籍調査による市民及び公共の土地情報の保全、管理を行います。

第5節 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

現状と課題

本市には、中心市街地を流れる白川や坪井川をはじめ、緑川や加勢川など、国や県が管理し整備を進めている大きな河川があります。このような中、本市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、市が管理する中小河川や排水路の整備を行うとともに、国や県が管理する河川の整備を促進しています。

しかしながら、九州北部豪雨災害に代表されるように、近年頻発する局地的かつ短時間の大雨による道路冠水や宅地の浸水は増加傾向にあります。そこで、国・県・市により、環境に配慮した河川整備や住宅地などでの浸水対策をより一層推進していく必要があります。

基本方針

- 1 計画的な河川の整備
- 2 浸水対策の推進

検証指標

	単位	基準値		
		H27	H31	H35
市街化区域における浸水区域の解消率(時間雨量60mm以下における浸水解消)	%	51.9	53.3	57.8

施策の体系

【施策の目標】

洪水や都市型水害による被害の防止・軽減

【事業展開の基本方針】

1 計画的な河川の整備

2 浸水対策の推進

【主な取組】

(1) 環境に配慮した河川整備の推進

(2) 雨水排水施設の整備

(3) 雨水流出抑制対策の推進

事業概要

【(1) 環境に配慮した河川整備の推進】

- ア 災害に強い河川を目指し、計画的に改修を行います。また、自然環境に配慮した水辺空間の形成に努めます。
- イ 国県の管理河川の整備を促進するとともに、白川沿いを散策できるまちづくりを関係機関と協力して推進します。
- ウ 河川協力団体制度等を活用して、河川等の清掃や除草などの管理を地域で行えるように取り組みます。

【(2) 雨水排水施設の整備】

- ア 市街化区域内の道路の冠水や住宅地の浸水を防止するため、排水路などの整備を行います。
- イ 浸水被害を解消するため、排水機場などの整備、並びに適正な運転及び維持管理を行います。

【(3) 雨水流出抑制対策の推進】

- ア 都市型水害を軽減するため、雨水貯留浸透施設などの浸水対策施設の整備促進及び適切な維持管理を行います。
- イ 流出抑制効果による水害の軽減と地下水の保全を図るため、雨水浸透枳の普及を促進します。

第6節 豊かな住生活の実現

現状と課題

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、さらに、高度成長期からバブル期に建設されたマンション等の建築物の老朽化、空き家の増加など、今後も様々な要因に伴う居住環境への影響が懸念されるとともに、民間の住宅・建築物の耐震化が十分に進んでいない状況にあります。

このような中、良好な居住環境を形成するためには、増加する空き家の対策や住宅性能の向上などの支援が必要です。

また、民間の住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、市有建築物の効率的かつ計画的な保全に取り組み、増大する維持費用の軽減に努める必要があります。

基本方針

- 1 良好な居住環境の形成
- 2 建築物の安全対策の推進
- 3 良好な市営住宅などの供給

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
住まいの満足度(住んでいる住宅の満足度)	%	60.5	62.5	64.5

施策の体系

【施策の目標】

豊かな住生活の実現

【事業展開の基本方針】

1 良好な居住環境の形成

【主な取組】

(1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進

(2) 空き家の予防や活用などの推進

(3) 良好な居住環境への誘導

2 建築物の安全対策の推進

(4) 建築物の耐震化の推進

(5) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備

(6) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化

3 良好な市営住宅などの供給

(7) 市営住宅の計画的な建て替え

(8) 市営住宅などの適切な維持管理

事業概要

【(1) 住宅に関する情報の提供と良質な住まいづくりの推進】

ア 高齢者や障がい者などが安心して住み続けられる住宅の供給促進を図ります。

イ 住宅市場の活性化を図るため、耐震性能や省エネルギーなどに対応した良質な住宅の供給を促進します。

ウ 利便性の高いまちづくりや、本市の特徴をいかした住環境づくりなどと連携した住宅政策を推進します。

【(2) 空き家の予防や利活用などの推進】

ア 空き家化の予防に努めるとともに、空き家の流通促進や除却に加え、地域資源としての活用などを総合的に推進します。

【(3) 良好な居住環境への誘導】

ア 建築関係の法令に関する意識向上を図るため、適切な指導や啓発などに努めます。
イ 管理不全となる家屋などの増加を防ぐため、良好な状態を維持していくための適正管理を促進します。

【(4) 建築物の耐震化の推進】

ア 地域と連携した周知・啓発活動や補助制度の拡充などに取り組み、民間の住宅・建築物の耐震化を図ります。
イ 市有建築物の計画的な耐震化を進めます。

【(5) 安全・安心で利用しやすい市有建築物の整備】

ア 市有建築物の整備に当たっては、バリアフリーなど施設利用者に配慮した設計に取り組みます。

【(6) 計画的な保全による市有建築物の長寿命化】

ア 建築物及び建築設備の各種点検を適切に実施し、確認された不具合の早急な改善を施設管理者に促します。
イ 市有建築物の更新に備えた効率的な保全計画の策定に取り組み、建築物の長寿命化と財政支出の軽減を図ります。

【(7) 市営住宅の計画的な建て替え】

ア 老朽化した市営住宅の計画的な建て替えを進め、高齢化に対応したバリアフリー化など住環境の改善に努めます。

【(8) 市営住宅などの適切な維持管理】

ア 市営住宅の適切な修繕や入居管理など、入居者の良好な居住環境の維持に努めます。
イ 計画的な修繕、設備の更新により、市営住宅の長寿命化を図るための改善を進めます。

第7節 安全でおいしい水道水の安定供給

現状と課題

本市は、「日本一の地下水都市」と称されるように、水道水源の全てを地下水で賅っており、良質でおいしい水を供給しています。

一方、水道管や水道施設の老朽化に加え、節水意識の向上等による水需要の減少や地震などの大規模災害への対応が求められています。

今後は、経営安定化を図りつつ、水道施設の適切な維持管理、水道水源の保全、未普及地区への整備、地震対策等の危機管理体制強化などに努める必要があります。

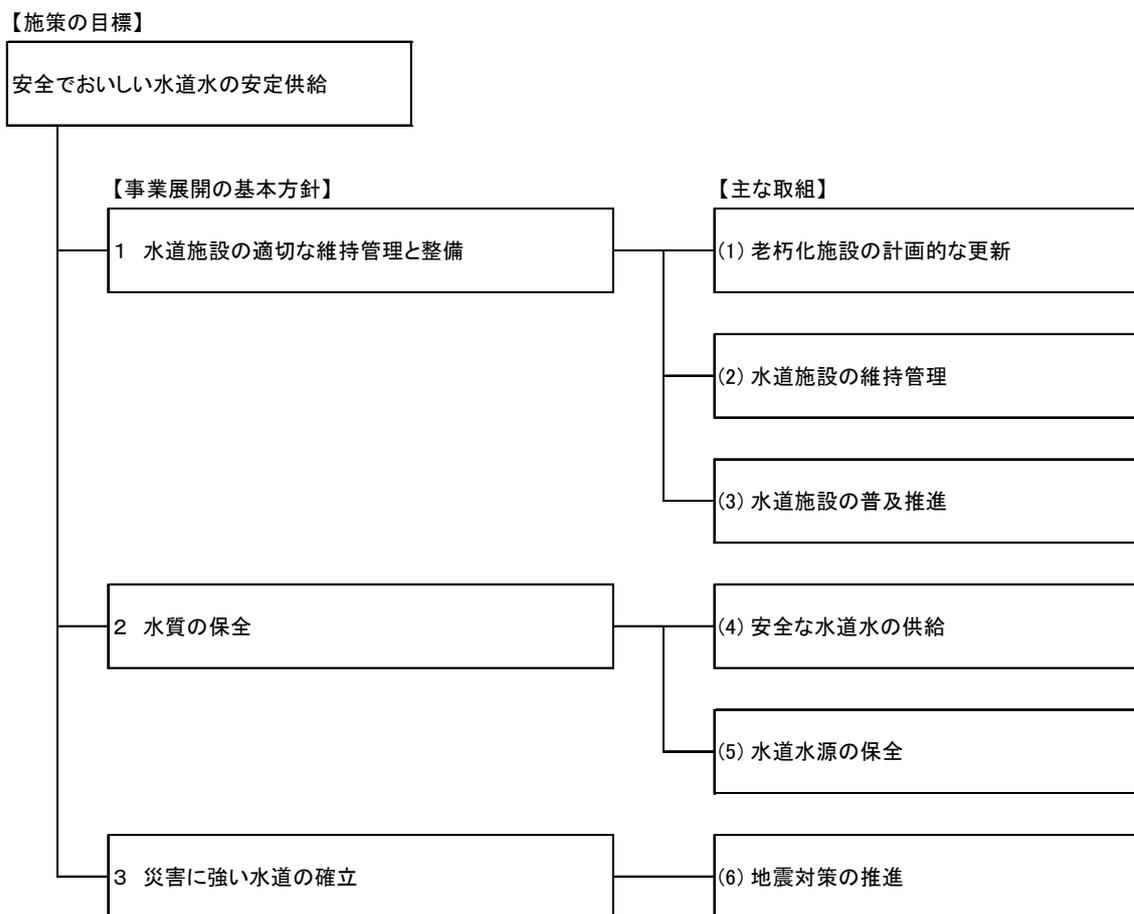
基本方針

- 1 水道施設の適切な維持管理と整備
- 2 水質の保全
- 3 災害に強い水道の確立

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
水の有効率	%	91.3	93	95
水道水をそのまま飲む人の割合	%	50	55	60

施策の体系



事業概要

【(1) 老朽化施設の計画的な更新】

ア 水の有効活用や水道水の安定供給を確保するため、老朽配水管などの計画的な更新を行います。

【(2) 水道施設の維持管理】

ア 水の有効活用のため、計画的な漏水防止対策を実施します。

【(3) 水道施設の普及推進】

ア 未普及地区への整備を推進するとともに、水道施設的能力強化などを行います。

【(4) 安全な水道水の供給】

ア 水道水の徹底した品質管理を行うとともに、マンションやビルの管理者に対し、直結給水方式への変更を促します。

【(5) 水道水源の保全】

ア 将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、関係機関との連携を図り、地下水保全に取り組みます。

【(6) 地震対策の推進】

ア 基幹管路等の水道施設や水道管の耐震化を計画的に進めるとともに、給水拠点などの整備、応急給水体制の充実に努めます。

第8節 総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現

現状と課題

本市の下水道事業は、市域の拡大に伴い整備を進め、快適な生活環境と海・川・湖などの公共用水域の水質を守っています。

市民の快適な生活環境を守るため、今後も未普及地区への整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設については、計画的な改築・更新を行い、効率的かつ安定的な維持管理に努めていく必要があります。

また、高度処理施設の導入により、さらに水質を改善するとともに、環境にやさしい下水道として、下水処理の過程で発生する消化ガス・汚泥などの下水道資源を有効に活用する必要があります。

基本方針

- 1 良好な水環境に向けた汚水処理施設の整備
- 2 下水道施設の効率的な維持管理
- 3 環境にやさしい下水道資源の有効活用

検証指標

	単位	基準値	目標値	
		H27	H31	H35
汚水処理率(公共下水道普及率+合併処理浄化槽普及率+農業集落排水普及率)	%	95.2 (H26)	96.2	98.9

施策の体系

【施策の目標】

総合的な汚水処理対策による良質な水環境の実現

【事業展開の基本方針】

1 良好な水環境に向けた汚水処理施設の整備

【主な取組】

(1) 公共下水道の整備

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

(3) 高度な汚水処理

2 下水道施設の効率的な維持管理

(4) 下水道施設の維持管理

(5) 下水道施設の耐震化

3 環境にやさしい下水道資源の有効活用

(6) 下水道資源の有効活用

事業概要

【(1) 公共下水道の整備】

ア 生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域内の未普及地区の整備を行います。

【(2) 合併処理浄化槽の普及促進】

ア 単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ転換する者に対する支援の充実を図り、転換を進めます。

【(3) 高度な汚水処理】

ア 有明海の水質改善に向けて下水道高度処理施設を導入します。

【(4) 下水道施設の維持管理】

ア 下水道管、ポンプ場、浄化センターの長寿命化対策、不明水対策などを行います。

【(5) 下水道施設の耐震化】

ア 下水道管・ポンプ場・浄化センターの耐震化や浸水対策を推進します。

【(6) 下水道資源の有効活用】

ア 環境保全に配慮した取組として、下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスが持つ資源・エネルギーを有効活用します。

VI 危機管理

危機管理体制の強化

近年、風水害や地震等の自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品等による健康被害など、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時から危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えるなどの対策が必須となります。そのため、総合的な危機管理体制の構築を進める必要があります。

基本方針

- ア 危機事象に対応するため、関係機関及び市民との連携を図ります。
- イ 危機管理に関する基本的な指針を示し、総合的な危機管理体制を構築します。
- ウ どのような危機事象へも即応できる体制を整えます。

事業概要

【(7) 危機管理の段階に応じた対応】

- a 平常時から自然災害への事前対策、広域にまたがる環境被害や感染症など様々な危機事象を想定した事前対策（危機事象に対する調査、対応計画・行動マニュアル等の作成や点検・確認、想定訓練の実施、関係機関並びに市民・事業者との情報交換、連携・協力体制の強化など）に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めます。
- b 危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるため、専門体制の組織化、情報の収集・分析、対処方針の決定、緊急対策の実施、関係機関との連携及び公共機関への応援要請、市民への迅速かつ的確な情報提供などの緊急対策を迅速に実施します。
- c 危機事象が収束した後は、市民生活の速やかな回復を図るため被災者等を援護するとともに、危機事象の再発防止、被害の軽減の観点から、危機事象発生による被害、影響などを総合的に検証し、各事象に対応する計画や行動マニュアル、危機管理体制の見直しを行い、次の危機事象に備えます。

【(イ) 危機事象に対応できる体制づくりのための役割分担】

- a 市民、地域団体は、平常時から様々な危機事象や危機管理について学んだり考えたりする機会に積極的に参加するほか、避難要具や非常食等を身近に確保するなど、個人・各家庭において非常時に備えます。また、日頃から自主防災クラブなど地域団体間の連携を促進するとともに、避難訓練などを通じて自助・共助の精神をさらに高め、危機事象が生じた際には、被害者の援助や被害を最小限に食い止めることに努めるも

のとします。

- b 事業者は、管理する施設、組織などにおける危機事象の発生を抑止するとともに、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。また、地域社会の一員として、積極的に市民、地域の各種団体などと相互に連携・協力するよう努めるものとします。
- c 市の基本的責務は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することです。そのため、市の有する全ての機能を十分に発揮するとともに、国、県、他の地方公共団体、その他の関係機関などと相互に連携、協力し、危機事象に係わる対策を総合的かつ横断的に推進する体制を整えます。また、法令に基づく計画並びにそれぞれの計画の実施に当たって必要な細部計画やマニュアルなどを策定し、取るべき行動をわかりやすく整理し、それに基づき適切に対処します。さらに、職員においては、常に危機管理に関する知識・技能の習得に努め、危機事象発生時は、直ちに従事します。

VII 総合計画を推進するために

効率的で質の高い市政運営の実現

1 参画と協働の推進

「情報共有」・「参画」・「協働」を自治運営の基本原則として、市民（地域団体、民間事業者、NPOなどを含む。）と行政が、目的を共有し、役割と責任を分担しながら、協力して市政・まちづくりを進めています。

更なる自治の推進のためには、まちづくり活動者における、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という理念に沿った、主体的な活動が求められます。

これらの課題を解決するためには、行政は、まちづくり活動者の主体的な活動を尊重し、まちづくり活動者との対話により必要な支援を進めるとともに、より質の高い施策や事業を市民参画と協働により展開していく必要があります。

基本方針

ア 各種施策の策定や事業の実施において、市民参画・協働による取組を推進します。

事業概要

【(7) 市民協働推進事業】

- a 事業を実施する際には、P I 実施方針に基づき、P I の手法を積極的に活用します。
- b 協働事業の手順書や事例集を整備し、協働による事業の実施を促進します。
- c 参画協働の研修を実施し、参画の手續に必要なスキルや協働のプロデュース能力を備えた職員を養成します。

2 マネジメント機能の強化

社会経済情勢の変革のスピードが著しく早まっている今日、多様化する行政課題への的確な対応とともに、迅速かつ果敢な政策立案と展開が必要となっています。また、地方分権改革の推進や権限移譲が進む中で、自治体は持てる権限と行政資源(財源や人)などを最大限にいかし、個性豊かなまちづくりと持続可能な都市経営が求められています。

そこで、総合計画にめざすまちの姿(目標)や各分野の施策目標を明確化するとともに、トップマネジメントや政策立案の機能強化、人材の育成と適正配置、市民ニーズの的確な把握と事業の見直しなど効果的な事業展開、簡素で効率的な組織体制を構築するなど行政運営のマネジメント体制を強化します。

基本方針

- ア 施策・事業の成果を検証し、常に改善を行いながら効果的に事業を展開します。
- イ 時代の変化や市民ニーズに的確に対応できる組織運営に努めます。

事業概要

【(7) 効率的かつ効果的な事業展開】

- a PDCAサイクルに基づき、施策・事業の実情を的確に把握し、成果の検証と改善を行うなど行政評価の手法で総合計画の進行管理と効果的な事業展開を行います。
- b 社会経済情勢の変革等を的確に捉え、まちづくりに反映するため、大学等の高等教育機関、民間企業等との産学官連携、中長期的な視点での調査・研究などを進めます。

【(イ) 効率的な執行体制の構築】

- a トップマネジメントや政策立案・調整機能に資する組織の設置や施策の管理機能を強化する体制をつくります。
- b 総合計画に掲げる施策体系に沿った体制を基本に組織を構築し、各分野の事業やまちづくりの重点的取組などを円滑に推進します。

3 市民に信頼される職員の育成

複雑化・高度化する市民ニーズへの対応や市民の暮らしを守る一方で、個性豊かなまちづくりや持続可能な都市経営を担う職員には、行政のプロとして使命を達成できる能力と知識、意識を有することが求められています。

そこで、施策・事業の企画力や実現力の向上をはじめ、女性職員の積極的な登用、風通しのよい職場風土の確立、市民等との対話力・交渉力を高めるなど、政令指定都市に相応しい職員力の向上と人材の活用によって市民に信頼される市政を進めます。

基本方針

- ア 研修の充実や国・他自治体等との人事交流などにより、施策・事業の企画力や実現力を高めます。
- イ ワーク・ライフ・バランスや活発なコミュニケーションなど多様性を認め合いながら能力を発揮できる、特に女性職員が働きやすい職場を整備します。
- ウ 市民の思いを汲み取ることができる対話力・交渉力を高めます。

事業概要

【(7) 市民に信頼される職員の育成】

- a 職員が、地域に出向き、地域の意見や情報をくみ上げる仕組みや地域活動等に積極的に参加することなどによって、市民などとの対話力・交渉力を高めるとともに、地域の身近な存在となるよう努めます。
- b 職員一人ひとりに公務員としての法令遵守と、市民の信頼を確保できるよう熊本市職員としての倫理の保持を徹底します。

【(イ) 働きやすい職場環境の整備と多様な人材の活用】

- a 職員の安全と健康を確保するとともに「働き方」や「仕事と生活の両立」などの意識改革に取り組みます。
- b 働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、女性職員のキャリア形成支援や障がい者の雇用促進など多様な人材の積極的な育成と活用を図ります。

【(ウ) 職員の能力向上】

- a 市政及び職員に対する市民の信頼を高めていくため、法令遵守はもとより、職員倫理意識の向上や不祥事防止など、コンプライアンスの徹底を図ります。
- b 職員一人ひとりが自発的かつ効果的に学ぶための体制整備や総合的な人材の育成研修に取り組み、職員の能力向上を図ります。
- c 国・他自治体等との人事交流について、職員の育成、情報の収集、連携の強化など戦略性をもって拡大していきます。

4 開かれた市政運営と行政サービスの質の向上

市民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、行政に対するニーズもますます複雑化・高度化しています。

このような中で、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った取組を立案・展開するなど行政サービスの質の向上を図り、市民の満足度を高めていくことが一層重要になっています。

そこで、市民に最も身近な5つの区役所を中心に、市民との直接対話等を充実し、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有等を進め、地域の意見などを市政に反映するとともに、市民参画の拡大を促進します。

また、窓口業務の充実や、より身近な場所でサービスが受けられるような仕組づくりのほか、情報化の推進による利便性の向上など「行政サービスの質」の向上を図ります。

基本方針

ア 市民との直接的対話等を通し、市民ニーズの的確な把握と双方向の情報共有等を進めるなど、開かれた市政運営を進めます。

イ 市民の視点に立った行政サービスの質の向上を図ります。

ウ 適正に個人情報を取り扱うとともに、市政情報の積極的な公開などにより、市政の信頼を高めます。

事業概要

【(ア) 市民ニーズに的確に対応できる行政サービスの提供】

a 市民が安心して利用できる窓口を目指し、接遇力向上と個人情報の適正管理に取り組みとともに、市民アンケート調査結果を分析し、常に窓口業務の改善に取り組みます。

さらに、コンビニエンスストアでの証明書発行などにより、利便性の向上を図ります。

b 社会保障・税番号制度の普及・啓発に取り組み、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

c 様々な手続や制度などの問合せを年中無休で受け付けるコールセンターの運営により、サービスの向上に取り組みます。

【(イ) 効果的な広報による情報提供】

a あらゆる広報媒体を活用し、市の施策や取組など様々な情報を積極的に発信します。

【(ウ) 市民ニーズの的確な把握】

a 市民との直接対話などの手法を活用し、地域課題や市民の提案・意見を的確に把握し、市政へ反映させ、市民とともに解決を図ります。

b 市民からの意見やアンケート調査結果などを市政に反映する機会を充実します。

c 行政計画などの政策立案過程において、多様な意見をできる限り政策に反映させていくため、パブリックコメント制度を推進します。

【(エ) 分かりやすい住居表示の実施】

a 地元代表者会議を開催し、地元の方々と一緒に、分かりやすい町界と由緒ある親しみ深い新しい町名表示を実施します。

b 地元説明会を開催し、住居表示制度や新しい町界・町名（案）の説明を行います。

【(オ) 情報化の推進と利活用】

a 情報システムの拡充や最適化に取り組み、行政運営の更なる高度化・効率化を図ります。また、行政手続の電子申請の利用拡大などサービスの向上に努めます。

【(カ) 市政情報の公開と適正な文書管理】

a 市政運営の透明性の向上及び市民との情報共有を図るため、市政情報の公開を進めます。

b 個人情報を適切に取り扱い、保護します。

c 行政文書及び歴史的に重要な文書を適正に管理します。

【(キ) 事務の適正な執行と改善】

a 事務・事業の円滑な引継ぎを行い、事務事業の継続性を確保します。

b 適正な事務執行を確保するため、定期監査や包括外部監査などを実施します。

c オンブズマン制度の適正な運用により市民の権利と利益の保護を行い、市政に対する改善を促しながら、信頼の向上を図ります。

5 持続可能な市政運営の実現

本市では、行財政改革計画に基づき、財政の健全化に取り組んできましたが、少子高齢社会が進む中、市税等の収入が伸び悩む中、保健・医療・福祉ニーズが増大するなど厳しい財政環境にあります。

また、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めていくとともに、老朽化している公共施設の更新や、行政に対する複雑化・高度化した市民ニーズなどへの対応が求められています。

そこで、本格的な人口減少・少子高齢社会を見据えて、新たな税財源など自主財源の確保を図るとともに、事業の更なる選択と集中や行財政運営の効率化などにより、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供できる市政運営体制を構築する必要があります。

基本方針

ア 限られた財源と人員を有効に活用し、効果的かつ効率的な行政運営の実現に努めます。

事業概要

【(7) 行財政改革の推進】

a 行財政改革計画に基づき、簡素で効率的な行政体制を構築するとともに、適切かつ健全な財政運営を進めます。

【(イ) 徹底した事務事業見直し】

a 全庁的に事務事業の点検を実施し、必要性やサービス水準を満たしつつ、最小限の人員や財源の中で効率的かつ最適な事業実施ができるよう、事業のリフォームやスクラップに取り組みます。

【(ウ) 総人件費の抑制】

a 事務事業の更なる効率化を進め、職員数の適正化と総人件費の抑制を図ります。

【(エ) 契約事務の効率化】

a 契約事務の公平・公正及び透明性の確保に努めるとともに、電子化を進めるなど契約事務の効率化に取り組みます。

【(オ) 適正かつ公平な課税と徴収の推進】

a 適正かつ公平な課税を行うとともに、納期内納付の推進と滞納整理の強化により、税収の確保に努めます。

【(カ) 必要な財源の確保】

a 市民サービスの受益と負担の観点から、受益者負担の適正化を図るとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、税財源のかん養・拡充に取り組みます。

また、市が保有する様々な債権を適正に管理することにより、市民負担の公平性の確保に努めます。

【(キ) 公共施設などの最適化】

a 老朽化している公共施設等の建替や改修に向け、一元的なファシリティマネジメントを推進し、施設配置の最適化及び更新費用などの効率化・平準化を図ります。

【(ク) 円滑かつ正確な統計調査の実施】

a 行政の基礎資料として、正確なデータの収集を円滑に行い、将来にわたる行政運営の指針として統計情報を整備し、活用します。

6 市域を越えた広域的連携の強化

地方分権の進展に伴い、地域の個性や特性をいかした自主自立のまちづくりが求められる中、生活圏や経済圏が一体化した熊本都市圏域においては、構成市町村がその将来の姿を共有し、都市圏ビジョンに基づく連携事業を展開することにより、圏域の魅力をアピールし、地域の一体的な発展を目指してきました。

また、本市は鹿児島市、福岡市、北九州市と交流連携協定を締結し、連携都市の情報の相互発信、海外観光プロモーションや商談会への共同参加などにより、交流人口の増加と地域産業の育成を図っています。

さらに、「九州中央地域連携推進協議会」を通じて、地域経済の活性化や観光客の誘致にも取り組んでいます。

人口減少・少子高齢社会が進む中、これまで以上に近隣市町村と連携した取組を充実させ、魅力的な圏域を形成する必要があります。さらに、九州の中核をなす政令指定都市として、熊本県域をけん引していくことはもとより、九州全体の発展に貢献していく役割も求められています。

そのためには、民間事業者等とも協力しながら、近隣市町村をはじめ、熊本県や九州各都市などと課題や目指すべき将来像を共有し、広域的な取組を強化していく必要があります。

基本方針

- ア 連携中枢都市圏構想を活用して近隣市町村との連携を強化することにより、圏域の一体感を醸成します。
- イ 県及び九州各都市と連携を強化し、九州の発展を目指します。
- ウ 他の政令指定都市などと連携を図りながら、地域課題に率先して取り組み、大都市としての役割を果たします。

事業概要

【(ア) 連携中枢都市圏構想の推進】

- a 近隣市町村と連携しながら、経済の成長、都市機能の強化、住民の利便性の向上を図っていきます。

【(イ) 縣市連携強化】

- a 指定都市都道府県調整会議などを活用しながら、県との連携を強化していきます。

【(ウ) 九州各都市との広域連携施策の推進】

- a 九州の一体的発展に向け、鹿児島市、福岡市、北九州市との4都市連携や「九州中央地域連携推進協議会」など九州の縦軸・横軸を形成する各都市との連携を進めます。

【(イ) 全国の政令指定都市との連携】

- a 指定都市市長会議への参加など全国の政令指定都市と連携し、地方分権の推進その他地域課題の解決に取り組みます。

